

平成29年7月5日

出雲市議会議長 様

会 派 名 政雲クラブ

代表者氏名 山代裕始 

視察研修について (届)

このことについて、下記により実施いたしますので、関係書類を添えて届けます。

| | | |
|--------------------------|--------------------------------------|---|
| 1. 日 程 | 平成29年7月13日 ~平成29年7月14日 (2日間) | |
| 2. 視察研修先 及び視察研修 目的 | 7/14 参議院議員会館 B104 会議室 | 「観光行政について」 国土交通省官公庁国際観光課 岡田良子観光渉外官 島根県東京事務所 吉山所長 参議院議員 青木一彦 |
| | 7/14 各議員 議員会館事務所 | 島根県選出国會議員への陳情 観光政策、自衛隊出雲駐屯地 ほか |
| 3. 参加者 | 山代裕始 板倉明弘 大場利信 湯浅啓史 本田一勇 川光秀昭 計6名 | |
| 4. 添付書類 | 行程表 (別紙) | |



平成29年12月12日

出雲市議会議長様

会派名 政雲クラブ

代表者氏名 山代 裕始



視察研修について（報告）

このことについて、下記により実施いたしましたので、関係書類を添えて報告します。

| | | |
|--------------------|---|-------------------------------|
| 1. 日程 | 平成29年7月13日～平成29年7月14日 (2日間) | |
| 2. 視察研修先 視察研修目的 | 参議院議員会館 | 観光政策について(国土交通省 岡田良子氏・出雲市出身) |
| | 同上 | 人口減少社会と地域経営 島根県東京事務所 吉山 治氏 |
| | 同上 | 観光政策について 参議院議員 青木 一彦氏 |
| | 同上 | 陳情 竹下事務所～細田事務所 |
| 3. 参加者 | 山代 裕始 板倉 明弘 大場 利信 湯淺 啓史 川光 秀昭 本田一勇 計 6名 | |
| 4. 添付書類 | 1. 行程表 2. 報告書 3. | |



(所 感)

★観光政策について（国土交通省観光局 岡田良子氏）

観光は、雇用や企業の創出、社会基盤の開発を通じて社会経済の発展を牽引する重要な役割を果たしてきている。

日本版 DMO（観光物件、食、芸術、芸能、風習、風俗など地域にある観光資源に精通し、地域と協同して地域作りを行う法人）を創る。今の観光協会になると思う。

世界中からのお客に出雲を回遊してもらおう仕掛を作る。残念ながら出雲には、まだない。最後に講師の岡田さまに、島根に帰ってもらえないかと尋ねたら、職場が無くて難しいと断られた。

★人口減少社会と地域経営について（吉山 治氏）

話のなかで定年後に隠岐に帰るとおっしゃっていたので、この方が隠岐の島町の町長になって隠岐の活性化をしていただければいいなと感じた。

私たち議員に対する期待では、監視機能に加えて、提案をしてくださいとアドバイスを頂いた。

★観光政策について（参議院議員青木 一彦氏）

これからの観光は、大きな柱になる。と前置きして、日本全体を見てインバウンドのお客が、島根に・出雲に来ていない。もっと外国人に少しでも長く滞留してもらいお金を使ってもらおう工夫をする。

- 1・交通インフラを進める。鳥取県は目標が数値化されている。期限を作っている。
- 2・ゴールドルート（東京～京都～大阪）はホテルがいつも満室で、いまがチャンス。
- 3・まだまだ無線ランが普及してない。店の看板を作って建てるより、無線 LAN を付けた方が、看板より安いのでは。
- 4・R431号線を拡張して境港に入港する豪華客船のお客を出雲大社に招く。
- 5・出雲縁結び空港の拡張整備、幅300mにしてLCC航空機が下りるようにする
- 6・山陰新幹線期成同盟を作り JR にプレッシャーをかける。

等の主にハードの提案を話していただいた。

★翌日、衆議院議員竹下事務所へ陳情書を提出する。（議員は不在で大滝秘書が対応）

細田博之事務所へ挨拶。議員不在で松本秘書が対応する。

観光に対する建設的な提案を頂く。

ドローンを使って普段人間が、見られない映像を写す。

夕陽の美しいポイントを予め調査して知らせる。

また、環境省は自然を守る、観光は、自然を壊す。とおっしゃったのが印象に残った。

視察日程

7月13日（木） 9：25 出雲縁結び空港～10：50 羽田空港～13：30 参議院
議員会館 14：00～17：00 研修

7月 1日（金） 9：30 議員会館へ挨拶・陳情・要望活動～14：10 羽田空港～
15：30 出雲縁結び空港～解散

平成29年6月21日

出雲市議会議長 様

会派名 政雲クラブ
代表者氏名 山代裕始 

視察研修について (届)

このことについて、下記により実施いたしますので、関係書類を添えて届けます。

| | | |
|--------------------------|---------------------------------------|----------------------|
| 1. 日 程 | 平成29年7月19日 ~ 平成29年7月20日 (2日間) | |
| 2. 視察研修先 及び視察研修 目的 | 東京都千代田区 内神田2-4-6 (株)社会保険研 究所 | 第13回地方から考える社会保障フォーラム |
| 3. 参加者 | 大場利信 計 / 名 | |
| 4. 添付書類 | 行程表 (別紙) | |



平成 29 年 8 月 31 日

出雲市議会議長様

会派名 政雲クラブ

代表者氏名 山代裕始

報告者 大場利信

視察研修について（報告）

このことについて、下記により実施いたしましたので、関係書類を添えて報告します。

| | | |
|--------------------|--|-----------------------|
| 1. 日程 | 平成 29 年 7 月 19 日 ～平成 29 年 7 月 20 日 (2 日間) | |
| 2. 視察研修先 視察研修目的 | 東京都千代田区内神田 2-5-3 (株)社会保険研究所 | 「地方から考える社会保障フォーラム」の受講 |
| | | |
| | | |
| 3. 参加者 | 全国の市議会議員 計 名 | |
| 4. 添付書類 | 1. 行程表：別紙のとおり 2. 報告書：別紙のとおり 3. | |



講義2 「生活保護の新しい展開」

厚生労働省社会・援護局保護課長：鈴木健一氏

鈴木健一保護課長の説明の主だったものを掲載します。

(1) 生活保護の現況

- i 受給者数：H29年3月現在214万5,415人。特に、65歳以上の高齢者の伸びが大きく、全体の45.5%を占める。この20年で約3.4倍
- ii 受給者世帯：H29年3月現在164万1,532世帯。高齢者世帯は増加、世帯主の保護開始時年齢は、男性では40歳代～70歳代前半までの単身男性、女性では65歳以上の単身女性となっている。
- iii 保護率：H29年3月現在1.69%。(出雲市：H28年度平均5.49%)
- iv 生活保護費負担金の推移：H18年度の2.6兆円からH29年度の3.8兆円まで年度毎に増加傾向。その内、約半分(1.78兆)は医療扶助である。
- v 受給者の健診受診率は7.4%

(2) 生活保護の主な取り組み状況

- i 生活困窮者自立支援法がH27年4月から施行
生活困窮者について包括的な支援を行い、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る。この中には貧困連鎖防止のための子どもの学習支援も含まれている。
- ii デフレ傾向を踏まえた調整
H20年からH23年までの物価変動分(▲4.78%)を反映させる。
H26年度においては、国民の消費動向を勘案し、2.9%の引上げを実施
- iii 就労準備支援事業の実施
- iv 不正受給状況：H27年度：43,938件 16,994,082円
約6割は収入の無申告や過少申告
- v 生活保護受給者の健康管理
 - ① 受給者は医療保険の加入者と比較し生活習慣病の割合が高い。そのため、福祉事務所において生活習慣病の予備群と該当者のデータに基づいた健康管理を実施する。その後、国において健康・医療データ分析の仕組みを構築する。
 - ② 生活保護世帯の子どもは健康的な生活習慣が確立していない場合がおおいことから、学校健診等のデータを入力し、学校と連携して、生活習慣の改善・確立に取り組む。

(3) 生活保護制度における大学等進学への取り扱い

- i H28年度の進学
高校進学者数・率：18,306人 93.3% (一般98.7%)
大学等進学者数・率：4,619人 33.1% (一般73.2%)

しておられます。すなわち、65歳以上の高齢者に対する65歳未満の人口の比率ではなく、従業者1人当たりの人口が大切であり、この人口を増やすことが肝要であり雇用の見直しこそ最重要課題であると主張されています。まったく同感です。現に私の周りには元気な高齢者や女性がたくさんおられ、退職後も農作業や地域活動、ボランティア活動で地域のまちづくりや生産活動に当たっておられます。ほとんどが65歳以上で元気が良く第2の人生を有意義に過ごしておられます。もっとも、当のご本人は「子どもが勤めに出てしまい、田畑の管理をしなければならない」、「若いもんが家を出てしまい自分がやらなければならない」と言っておられます。会話では健康や年金や孫の話が多いですが、興に乗れば地域の将来や政治の話も出ます。「支えられる」側とは見られません。私も69歳で高齢者に分類されますが、まだ当分地域で活躍できそうです。65歳で分類する制度に違和感を感じていますが、医療・介護の分野で若い人に迷惑がかからないように健康に留意したいと思います。

次に、権丈教授は公的年金に早めのマクロ経済スライド方式を適用すべき旨を強調されます。H16年の年金改定時に名目年金額が低下しないよう、デフレ経済の下では発動しないとされており、孫や孫の後世代の受け取る総額と現在の高齢者世代の受け取る総額との面積計算額は同じであり、マクロ経済スライド方式の適用が遅くなればなるほど孫やひ孫の所得代替率は下がり孫やひ孫の「防貧機能」は低下する。このことが公的年金の持続可能性に不安をもたらすため早めの調整を求めておられます。私も地元の退職公務員連盟に所属しており、政府への要望書を取りまとめ中です。現在の高齢者の年金額が減ることへの抵抗は強いことに触れておきます。

それから、社会保険と税との選択（それぞれの負担割合）についての説明も私にとって目から鱗でした。厚生労働省（国民）と財務省の力関係—もっと言えば政治—によると考えていましたが、原理的には、効用の無差別曲線の動きが大きな役割を果たしていることを認識した次第です。

社会保障制度の持続可能性に大きな役割を果たしているものとして、ドーマー条件とスプレッドを強調された。ドーマー条件の数式は難解な式で以前に勉強した時にはよく呑み込めなかったが、今回もほぼ同様であった。名目経済成長率が名目金利より高いか低い、高い場合には債務残高は収束し、低い場合には債務残高は発散する。今の低成長率の下で、発散させないために5%の消費税が必要である旨を数式を用いて強調された。

講義の終了間際に権丈教授はスプレッドという言葉を声高々に言われた。年金財政への年金積立金の名目運用利回りを見積もる時に用いる率のことで、このところの財政検証では課題ではなかったとの説明がなされた。

最後に、今進められている社会保障改革について、子育て支援については子

体（自治会、地区社協、社福法人・NPO、企業・商店、民児委員、学校、PTA、老人クラブ、ボランティアなど）が主体的、連携的、水平的につながり他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする暖かいまちづくりと考えます。

例として、東近江市の「東近江 魅知普請 曼荼羅」が挙げられています。様々な人材やボランティア、住民団体が連携され暖かい東近江市を作ろうとされているのが読み取れます。一度視察して内容を聞きたいと思えます。

（２）地域包括ケアシステムの深化

地域包括ケアシステムは地方自治体にとって最もホットな課題です。出雲市においても、一人暮らしや病気を抱えた高齢者や高齢者夫婦の世帯が多く見られます。本格的な少子高齢化社会を迎えた中、2025年には団塊の世代がすべて75歳以上の高齢者となり少子高齢化に一段と拍車がかかる中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、「介護」「医療」「予防」「生活支援」「住まい」を一体的・有機的に連携させることで高齢者を支える「地域包括ケアシステム」が全国的に取り組まれています。出雲市においても医療介護連携課を中心に鋭意取り組まれております。私自身従来から「地域包括ケアシステム」を単なる医療費や社会保障費の減対策だけでなく、高齢化社会の新たなまちづくりと考え、何度か一般質問で取り上げてきました。この方向は、執行部と同じです。また、厚労省のいう「地域共生社会」の一部と思えます。

i 出雲市が考える地域包括ケアシステム

国は、概ね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域（中学校区）を基本の範囲としています。それでは不十分で、高齢者の生きがいづくりや見守りなどの介護予防・生活支援についてはコミセン（公民館）単位の地区社協で、介護サービス基盤や施設の整備については中学校区単位で、住民の相談やケアマネ支援については合併前の旧市町単位の高齢者あんしん支援センターで、それに市本庁が市全域での政策形成や総合調整を行うという「重層的ケア」です。このような視点は趣旨として厚生労働省の考えを一步進めたものとして評価されます。この方向で地域の専門人材はもちろんのこと自治会やボランティアの連携共同で地域包括ケアシステムが深化するものと考えます。

ii 「新しい介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」

要支援1および2の高齢者の訪問介護と通所介護は介護保険事業から市町村の総合事業に移行され、今年4月に出雲市の事業としてスタートしまし

ることを実感しました。私も島根県職員在職中に新「島根県立中央病院」(695床)の建設や運営に携わったこともあり、医療や介護、保健、福祉に関心があり、市議会の一般質問等でも取り上げてきました。今回のフォーラムで、厚生労働省の責任ある立場の方から当面の施策や課題を聞くことができ、今後の議員(議会)活動に大いに参考になると思いました。

特に、地域共生社会と地域包括ケアシステムの深化は今まさに地方で進められているホットな講義で、全国的な実態を詳しい統計数値で示されたり、法制度の解説や検討中課題の説明など大いに参考となりました。加えて、私にとって権丈善一先生の講義は圧巻で、社会保障制度の持続可能性について経済、財政、金融の理論を基に力説され、今後の政策等を考える際の大きな点を学び、目が大きく開いたような印象を受けました。メモを取るのも忘れて聞き入っていました。これからも先生の書物を座右において社会保障制度の持続可能性を勉強したいと思えます。

全体的感想として、本当に良い機会を与えられ、来年も参加したいと思えます。ありがとうございました。

平成29年7月18日

出雲市議会議長 様

会 派 名 政雲クラブ

代表者氏名 山代 裕始

印

視察研修について（届）

このことについて、下記により実施いたしますので、関係書類を添えて届けます。

| | | |
|--------------------------|-----------------------------|---|
| 1. 日 程 | 平成29年7月25日 ～平成29年7月26日（2日間） | |
| 2. 視察研修先 及び視察研修 目的 | 7/25 USEN 東京本社 | 「Uターン Iターン Jターン 創業の進め方」 創業・店舗開業という新しいJIJターンのカタチ USEN/日本政策金融公庫共済 UIJターンによる創業を促進するセミナーを見学し、 UIJターン側の動向と希望等を調査する。今後の出雲 市の施策に反映すべき点を考察する。 特に今回は、UIJターン先を出雲市として行われルセ ミナーとの事で、大いに期待を寄せている。 |
| | 7/26 丸の内東京フォーラム | 上位表示する最新ページ・コンテンツ設計術セミナー （Webサイト構築のための具体的事例研修） 議会の広報・広聴を推進するために、Webコンテンツ の構成や、作成したサイトと検索サイトの親和性の事 例を学ぶ。 出雲市議会のWeb改修の参考とする。 |
| 3. 参加者 | 湯浅啓史 | |
| 4. 添付書類 | 行程表（別紙） | |

出雲市議会

29.7.19

26/

行政視察報告書

平成29年7月31日

出雲市議会議長様

会派名 政雲クラブ

代表 山代 裕始

報告書作成者 湯浅 啓史



視察研修について（報告）

このことについて、下記により実施いたしましたので、関係書類を添えて報告します。

| | | |
|--------------------|--------------------------------|---|
| 1. 日程 | 平成29年7月25日～26日 | |
| 2. 視察研修先 視察研修目的 | USEN 東京本社 | 「Uターン・Iターン・Jターン 創業の進め方」 セミナー |
| | セミナーチャンネル | 「上位表示する最新ページデザイン・コンテンツ設計術」セミナー |
| | NPO 法人ふるさと 回帰支援センター | Iターン・Jターン・Uターンなど、地方で暮らし生活することを希望する都市生活者や定年退職者などの人々へ行っている情報提供や、受入側に対し行っている体制整備の情報提供、ほか、ふるさと回帰センターで行われるセミナーの実情などを調査 |
| 3. 参加者 | 湯浅 啓史 | |
| 4. 添付書類 | 1. 行程表 別紙のとおり 2. 報告書 別紙のとおり | |



視察所感

【Uターン・Iターン・Jターン 創業の進め方】セミナー

場 所：東京都 青山 USEN 本社
主 催：株式会社 USEN 共 催：日本政策金融公庫
日 時：平成 29 年 7 月 25 日 18:00～18:30
講 師：日本政策金融公庫 国民生活事業東京広域営業推進室
上席室長代理 武田 寛 氏
同 行：出雲市 経済環境部 産業政策課 田中 寛 主任
商工振興課 濱村章彦 主任
出雲商工会議所 地域企業支援部 経営支援課
江田尚美 主任主事

【セミナー概要】

- 公庫の概要と UIJ 支援
- UIJ 創業の成功事例
- 創業までのスケジュール
- 創業計画書作成のポイント
- 公庫の飲食業者向け支援
- UIJ ターン支援機関
- 飲食店の工夫事例

【セミナーの対象者】

- ★地方での創業に興味がある方
- ★地方で創業融資を受けるのに不安がある方
- ★U・I・J ターンの創業事例を知りたい方

【セミナー参加人数】

24 名（予約件数 38 件）

出雲市と括連携協定「縁結び協働宣言」を行った USEN が行う、U・I・J ターンを念頭に置いた創業支援セミナーに参加した。

移住し創業を志す方々を対象としたセミナーの実際を現地検分することにより、今後の出雲市における U・I・J ターン受け入れ施策の参考とする事を目的とした。

出雲市と株式会社 USEN（本社：東京都港区、代表取締役社長：田村公正）は、6月29日（木）に『「出雲市×株式会社 USEN」縁結び協働宣言』を行いました。

「出雲市×株式会社 USEN」縁結び協働宣言

出雲市と株式会社 USEN は、行政・民間相互の強みを活かし、協働することによって、出雲市まち・ひと・しごと創生総合戦略に揚げる「魅力ある雇用の場」と「縁をつなぎ、ひとの流れ」を創り、行ってみたい・住んでみたい・開業したいまち 出雲市を、共に創りあげていくことをここに宣言します。

平成 29 年(2017)6 月 29 日

出雲市長 長岡秀人

株式会社 USEN 代表取締役社長 田村公正

両者は、産業の活性化・人口の流出・少子高齢化等、地方都市の抱える課題に官民で向き合い、出雲市が掲げる「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進における課題解決のために、USEN の店舗開業や運営支援におけるソリューションを活かした「地方活性化の取組」で包括的に連携し、出雲市のポテンシャルを引き出します。

初年度となる今年度は、「出雲市ビジネスプランコンテスト」と連携した店舗開業の支援に注力し、今後は「食のブランド創出・販路拡大」や「外国人誘客」等について、継続的に検討を進めていきます。

なお、出雲市・USEN とも、「まちおこし」領域での官民包括連携協定を結ぶのは、これが初めてとなります。

出雲市 Web サイトより引用

出雲市の産業政策課・商工振興課から 2 名と、出雲商工会議所の経営支援課から 1 名の参加が予め予定されていたところに便乗して視察を行う格好となった。

セミナー開始前に、USEN の地域営業統括部リレーション推進部 森本浩一部長と意見交換を行った。

セミナーは今回が初回との事で、今後ブラッシュアップするとの事

U・I・J ターン、創業支援のほか、インバウンド支援についても、USEN として様々なソリューション・ツールがあり、出雲市でも利用可能なものがあるとの事だった。

日本政策金融公庫のセミナーに先立って、USEN の店舗運営に関する総合サービスについての説明や事例紹介、店舗開業・運営のポータルサイト CANAERU（カナエル）の紹介が行われた。



<https://canaeru.usen.com/>

叶えた人にインタビュー に、出雲市の「いとあん」 熱田糸帆さんが紹介されている
 Uターンして、地元・島根で元旅館を活かしたゲストハウスを開業
 熱田糸帆/出雲ゲストハウス「いとあん」

【Uターン・Iターン・Jターン 創業の進め方】セミナーからの情報

支援機関（相談先）

- 日本政策金融公庫 東京ビジネスサポートプラザ
- NPO 法人 ふるさと回帰支援センター
 地方暮らしやUIJターン、地域との交流を深めたい人をサポートする機関で全国850地域と連携、常設の都道府県別相談ブース設置（※島根県はブースがない）年間400回を超えるセミナーを開催
- 一般社団法人 移住交流推進機構（JOIN）
 完全な移住だけではなく、週末の田舎暮らしやシーズンステイなど。幅広い個人のニーズの実現による地域の活性化が目的。

知らないと損する全国自治体支援制度8496（JOIN Web サイト）
 移住×仕事（企業）支援に関する自治体支援の事例として、
 江津市のビジネスプランコンテストが紹介されている

セミナーへは、具体的に創業を計画している人から興味があり参加した人まで温度差はあったようだが、Webでの募集が中心であり、募集期間が短かった事を勘案すると、24名の参加は盛況といえるのではないかな。

地方自治体が支援の事例を積極的に情報発信している事実には半ば焦燥感を覚えた。UIJターン、田舎暮らし、地方暮らしと絡めた創業・起業は、国の施策に後押しされ大きなムーブメントとなっている事を改めて認識した。

【上位表示する最新ページデザイン・コンテンツ設計術】セミナー

場 所：丸の内東京国際フォーラム G 棟 408 号室

主 催：株式会社セミナーチャンネル

日 時：平成 29 年 7 月 26 日 12:50~14:50

講 師：一般社団法人全日本 SEO 協会 代表理事 鈴木将司 氏

出雲市議会の広報活動の強力なツールである Web サイト（ホームページ）を改善するに当たって、最新の情報を取り入れより多くの方に閲覧されるサイトとなる必要があることから、ページ作りの実際を解説するセミナーに参加した。

Web サイトは立ち上げ整備しただけでは何の価値もなく、より多くの方に閲覧されてこそその存在価値が発揮される。

誰も見ないサイトとは、Google や Yahoo などの検索サイトの検索結果において上位表示されないものである。

なぜなら、サイトに訪れるユーザーのほとんどが検索サイト経由でそのサイトに訪れるという大きな事実による。

したがって、上位表示できるページ作りを学び実践することによって、Web サイトが議会の候補活動の効果を高める事とつながってくる。

検索サイトで上位表示されるページの共通点

検索ユーザーにとって

- (1) 見やすいデザイン
- (2) わかりやすいメニューリンク
- (3) 伝わりやすいコンテンツがある

サイト

これら 3 つの共通点があるサイトが上位表示しやすくなっている理由は、Google が検索ユーザーのサイト滞在時間、検索結果ページへの直帰率、平均ページビューなどのデータを収集して検索順位を決める傾向を高めているから。

- (1) 自分が検索したキーワードに関連するコンテンツばかりがあるページ
- (2) 文字がぎっしり詰まっていない、集中しなくても見るだけで文字が目に入ってくる「見る」ページ
- (3) わけの分からない物体がつきまどってきたり、本文を読もうとしたら画面に物体がポップアップしないページ
- (4) 気を散らせる派手な広告や、本文と関連性の無い広告がファーストビューやページの随所に張られていないページ

【ページ作成の実践手法】

- 1、 初心者ガイドコンテンツが上位表示している
 - (1) ~の意味、~とは？
 - (2) デメリット
 - (3) お金のこと（費用・料金・価格・相場）
 - (4) ~の効果
 - (5) ~の仕組み
 - (6)（対局にあるもの）との違い
 - (7) ~の選び方

2、 ビジュアルエイドの活用

ビジュアルエイドとは？

= 文章の内容を視覚的により分かりやすくする目的で添付される図や写真、グラフ等。ビジュアルエイドを使うことによって読者にコンテンツが伝わりやすくなる。

- (1) 概念図
- (2) 説明図
- (3) 挿絵
- (4) イメージ写真
- (5) ハウツー動画

3、 書き手の信頼性

読者はいつも信頼できる情報を求めている。信頼できる情報とは？

= その道で経験豊富な人間が作ったコンテンツ

- (1) 実名か？
- (2) その道のプロか？

4、 読み進みたくなるシナリオ構成

読者は Google から Web ページにたどり着いてから、すぐに「このページは読みやすいページか？面白そうか？」チェックして、OK ならば読み進む。

- (1) 読者の状況への共感
- (2) 概要説明（結論）
- (3) 詳細説明
- (4) 最後のまとめ
- (5) 関連情報

上記の点に注目してページを作成し、検索サイトとの親和性を高めた Web サイトとする必要がある。

これは、市議会 Web サイトの改善だけでなく、例えば

U・I・J ターン者を対象とした、「いずもな暮らし」サイト

検索された際上位表示されるべきキーワード

「移住支援」
「定住支援」
「U ターン」
「I ターン」
「地方ぐらし」

など、を念頭に分析をする必要がある。



平成29年7月5日

出雲市議会議長 様

会 派 名 政雲クラブ

代表者氏名 山代裕始



視察研修について (届)

このことについて、下記により実施いたしますので、関係書類を添えて届けます。

| | | |
|--------------------------|--------------------------------------|---|
| 1. 日 程 | 平成29年8月7日 ～平成29年8月9日 (3日間) | |
| 2. 視察研修先 及び視察研修 目的 | 8 / 8 北海道恵庭市 | ● 住民主体の花のまちづくりと民間活力による 官民複合施設による賑わいづくり |
| | 8 / 9 北海道函館市 | ● 投票率向上のための「共通投票所」設置につ いて ● 使途を絞ったふるさと寄附募集の取り組みに ついて |
| 3. 参加者 | 山代裕始 板倉明弘 大場利信 湯浅啓史 本田一勇 川光秀昭 計6名 | |
| 4. 添付書類 | 行程表 (別紙) | |



平成29年8月30日

出雲市議会議長様

会派名 政雲クラブ

代表者氏名 山代 裕始



視察研修について（報告）

このことについて、下記により実施いたしましたので、関係書類を添えて報告します。

| | | |
|--------------------|---|-----------------|
| 1. 日程 | 平成29年8月7日 ～平成29年8月9日（3日間） | |
| 2. 視察研修先 視察研修目的 | 北海道恵庭市 | 花のまちづくりプラン |
| | 北海道函館市 | 大間原発訴訟に係るふるさと納税 |
| | 北海道函館市 | 共通投票所の設置 |
| 3. 参加者 | 山代裕始代表、板倉明弘副代表、大場利信議員、湯淺啓史議員、 本田一義議員、川光秀昭議員 計 6 名 | |
| 4. 添付書類 | 1. 行程表 2. 報告書 3. | |



視察所感（報告者 川光秀昭）

①花のまちづくりプラン（北海道恵庭市）

現在では、北海道内の 38%の花苗生産を行っている恵庭市であるが、そのきっかけは、昭和 36 年に市内の高校の定時制課程の農業科での温室実験栽培に端を発している。冬から春にかけて生産できる花苗に新たな希望を託してシクラメンを育て、昭和 40 年代に生産を拡大することができ、昭和 59 年には花苗生産組合が設立された。「花いっぱい文化協会」（昭和 36 年）が長年にわたり、公共花壇のデザインや花の生育状況等を表彰する花壇コンクールを実施し、ニュージーランドの事例から「恵み野花づくり愛好会」（平成 2 年）がオープンガーデンコンテストを開催し、「美しい恵み野花づくり推進協議会」（平成 9 年）の働きかけにより「花と緑の課」が市役所に設置された。

このように恵庭市は、住民が主体となって花のまちづくりを行ってきた実績があり、それに後押しをされるように、民間活力を利用して施策が行われている。これらの事業は「ガーデンデザインプロジェクト」と位置づけられ、様々なイベントばかりではなく、保健センターを駅前に移転させ、その建物を「ガーデンセンター」に転用し、また、隣地の「道の駅」を拡張させ「花の拠点」の整備を行った。同時に、恵庭駅前に官民複合施設として再開発ビル整備支援が行われ、これらの結果として、98 年には 33 万人であった観光客は、2015 年には 135 万人となった。

我々は、「道の駅」で昼食をとる機会を得たが、車は引っこ無しに出入りし、地元の方もレストランで食事をしていて、土産物や食品、農産物などのショップが多数入っており、軒先には市民の応募によるフリーマーケットも出店され、官民がうまく協調していることがうかがえる。

これらの取り組みのソフト面は住民が主体となって推進し、公共施設の移転集約などのハードはデベロッパーの民間活力を生かして官民複合施設として整備された。市は、民間の要望から各種の事業を横断的に展開し、賑わいの拠点づくりの後押しを行った。

北海道の何もなかった地域に、山口県和木市から 120 年前にわずかに 65 戸が入植してできた町に、官民が協調して施策し、現在では 130 万人を超える観光客が訪れている。我が出雲市は、神話の時代から続く古い街ではあるが、地元の民の活力が失われつつあり、官の施策とかみ合わなくなっている部分がある。恵庭市と比べて出雲市は十分な観光資源を有しているが、入込客数は減少傾向にある。官は民間の活力を引き出しながら協力し、民は官に要望しながら、両者はお互いを利用してそれぞれが行いたい事業を実施しながら、官民が協調して最終的に観光などの産業を振興できる様にならないといけない。出雲市では差し迫って、日御碕の観光の復興が不可欠であり、このような官民が一体となった取り組みが進められれば、将来の見通しは明るい。

②大間原発訴訟に係るふるさと納税（北海道函館市）

原発差し止めの訴訟についての是非は別として、ふるさと納税の返礼品ではなく、その用途を見直して自治体の財源として利用している事例である。

出雲市のふるさと納税は、PC などの高額な特産物の返礼品の見直しにより、減収となることが予想されている。用途の選択については従来から様々な使い道が上げられていたが、重要視はされていなかったように思われる。用途について市民が共感を持てる選択肢を準備することで、特定の財源としてしか利用できない可能はあるが、増収を図ることが可能となる。

函館市の場合には、東日本震災後にすでに大間原発の差し止めにかかる訴訟について、市民からの寄付を受け付けていた。受付の窓口をふるさと納税にすると、原発訴訟に関心がなかった人も目にするが増えるためか、また、訴訟寄付ではもらえなかった返礼品の効果なのかは不明であるが、H29 年度の 7 月までの 4 か月間だけで、前の 2 年間の平均よりも件数は 10 倍以上に跳ね上がった。

出雲市での寄付金の募集の有無は把握していないが、もし現状で募集中のモノがあれば、

事務手続きの簡素化も含め至急に検討すべきである。また、「原発の廃炉」。「トキの公開」、「出雲阿国」関連などが市民の関心が高いと考えられるので、ふるさと納税の用途の選択に加えても良さそうである。

③共通投票所の設置（北海道函館市）

函館市は、過去の国政選挙での投票率が12回連続して北海道内で最下位であった。市内の転入や転居による投票所の場所の問い合わせが多かったので、有権者あての投票所入場券ハガキに投票所の位置の地図を掲載した。また、転出登録有権者あての入場券ハガキは、不在者投票の請求を簡便にするために往復ハガキとした。これらの施策で最下位は脱出したものの、低い地位の投票率は依然として改善されなかった。

期日前投票の投票率を分析すると、アクセスの良さが投票率に影響し、低い投票率の場所は交通量が多い道から細い道路に入ったアクセスの悪い所であった。また、アクセスの良い地位では、函館市の平均よりも高い投票率が得られる事例もあった。このために、バス停が近くにあったり、巡回バスが運行したりしているショッピングセンターなどの商業施設に期日前投票所を設置した。これにより、投票のためだけに役所に移動する必要がなくなり、投票することが日常の行為と同等になり、時間が有効に利用でき、棄権者が減少した。また、従来では投票率の低い、40歳以下の投票率が増加し、特に女性の有権者でこの傾向が強くなった。

これらの期日前投票所の投票率は良好であるが、既存の投票所が近傍にあり、新たな投票区とするには区割りの端側になるために、投票当日には利用することは困難な状況であった。ところが、H28年に、共通投票所制度が創設され、二重投票の防止処置などができれば運用が可能となったことを受け、この期日前投票所を共通投票所として開設した。投票所の入場券を持たないで来場した有権者の確認は、入場券の再発行手続きの事務処理時に、相互確認することで二重投票の防止ができる手順とした。現状では連絡の手段に電話を利用しているために比較的時間を要するが、投票所の設置の費用は2ヵ所で142万円程度と安価であった。現在の所、共通投票所に係る選挙運用のためのPCシステム（ソフト）がないために、選挙管理委員会が管理するデータベースに簡便にアクセスできず、電話連絡などで時間を要する。通常の投票所であれば、限られた有権者しか投票に来ないため、名簿台帳などのオフラインの紙による運用が可能である。一方、共通投票所ではすべての有権者に対応できなければならないために、サーバなどを経由してオンラインで全データの閲覧や投票済みの処理が出来なければならないが、現状では高額となり費用対効果を考えると利用できない。今後、この方法が一般的となり、多くのベンダーからシステムが供給されるようになると安価に利用できるようになることが予測できる。

従来から投票率が低い、20～40歳代の有権者の利用が多くなり、利用した有権者にも好評であった。期日前投票の利便性を選挙当日まで享受でき、有権者の選択肢が増えることは、投票しやすい環境づくりとして有効である。出雲市では、選挙区を見直して投票所を削減する傾向にある。函館市と同様に、期日前投票が増加し、高齢者の多い地区やアクセスの良否に投票率が左右される。ショッピングセンターなどの商業施設や日常的に利用されている建物に、期日前投票所を設置することは非常に有効であると思われる。また、すべての有権者が利用できる共通投票所をそれらの施設に設置することは、時間の無駄がなく、投票を日常の生活の中で行うことができるようになるばかりか、若い世代の投票率の増加に繋がる。投票所入場券の再発行がオンラインでできるシステムが構築されれば、短時間で正確な確認作業が行えるようになり、移動投票所の設置も簡便に行うことができ、検討すべき方策である。

平成29年7月27日

出雲市議会議長 様

会 派 名 政雲クラブ

代表者氏名 山代裕始



視察研修について (届)

このことについて、下記により実施いたしますので、関係書類を添えて届けます。

| 1. 日 程 | 平成29年8月22日 ～平成29年8月24日 (3日間) | |
|--------------------------|---|--|
| 2. 視察研修先 及び視察研修 目的 | 8月22日(火) 15:30 - 17:00 にほんばし島根館 | にほんばし島根館 「ふるさと定住・雇用情報コーナー」の実績調査 「島根U・Iターン相談会 in 東京」の実績調査 |
| | 8月23日(水) 10:00 - 12:30 早稲田大学大隈記念タ ワー | 【地方創生戦略の様々な実例から】 ・地方創生戦略の概要 ・地方創生戦略の成功と失敗を分けるもの ・失敗しない地方創生(地方商社、観光振興、しごと づくり、域学連携など) |
| | 8月23日(水) 14:00-16:30 早稲田大学大隈記念タ ワー | 【地域と大学の新しい関係】 《地域活性の起爆剤としての大学の活用方法》 ・今、大学が求められている地域での役割 ・学生の地域における活動や研究者の研究展開の実例 ・大学活用の成功例をつくるポイント |
| | 8月24日(木) 10:00 - 12:30 早稲田大学大隈記念タ ワー | 【市民と創る地域ポイントシステムの実例と応用】 《健康分野・環境分野・商店街における市民活動のイ ンセンティブ設計》 ・地域ポイントの概要と基礎知識 ・失敗しないシステム導入と制度設計 ・市民参加を広げ地域を活性化する手法としてのポイ ント |



| | | |
|---------|---|---|
| | 8月24日(木) 14:00 - 16:30 早稲田大学大隈記念タ ワー | 【地域が豊かになる民泊の実例・基礎知識】 ≪地域再生に活用する集落の事例とその戦略≫ ・民泊に関わる制度とその課題 ・民泊の実例に見る成功の秘訣 ・民泊から広がる地域活性化 |
| 3. 参加者 | 湯浅啓史 | |
| 4. 添付書類 | 行程表 (別紙) | |

行政視察報告書

平成 29 年 8 月 25 日

出雲市議会議長様

会派名 政雲クラブ

代表 山代 裕始

報告書作成者 湯浅 啓史

視察研修について（報告）

このことについて、下記により実施いたしましたので、関係書類を添えて報告します。

| | | |
|--------------------|---|--|
| 1. 日程 | 平成 29 年 8 月 22 日～24 日 | |
| 2. 視察研修先 視察研修目的 | 島根県 東京事務所 | 8 月 22 日(水)15:00 - 16:30 I ターン・J ターン・U ターンなど、地方で暮らし生活することを希望する都市生活者に対し、島根県東京事務所が行っている取り組みや実情などを調査 |
| | 早稲田大学環境総合 研究センター×地方 議員研究会 共催セミナー in 早 稲田大学大隈記念タ ワー | 8 月 23 日(水)10:00 - 12:30 【地方創生戦略の様々な事例から】 |
| | | 8 月 23 日(水)14:00-16:30 【地域と大学の新しい関係】 |
| | | 8 月 24 日(木)10:00 - 12:30 【市民と創る地域ポイントシステムの実例と応用】 |
| | | 8 月 24 日(木)14:00 - 16:30 【地域が豊かになる民泊の実例・基礎知識】 |
| 3. 参加者 | 湯浅 啓史 | |
| 4. 添付書類 | 1. 行程表 別紙のとおり 2. 報告書 別紙のとおり | |



【東京事務所における定住支援の取り組みと現状】

場 所：東京都 永田町 島根県 東京事務所

日 時：平成 29 年 8 月 22 日 15:00～16:30

面 談：人材誘致コーディネーター 水戸 抄知（みと さち） 氏

平成 29 年 7 月 25 日に NPO 法人ふるさと回帰支援センターで行った調査【ふるさと回帰支援センターの取り組みと現状】において、「島根県の取り組みは他府県に抜きん出て活発であり、先進的である」との回答を得た。

ニアフロントである東京事務所、ふるさと島根定住財団、各市町村がしっかりと連携する仕組みが強固に構築されているとの事。そこで、最前線である東京でどのような取り組みがなされているかを調査し、併せて島根県・定住財団の施策について説明を受けた。

当初、日本橋島根館がフロント機能を有しているとの認識であったが、相談員が常駐している訳ではなく、島根県 東京事務所の人材誘致コーディネーターがその任にあっているとのことで、東京事務所を訪ねることとした。

島根県の定住促進のための施策

【UI ターン支援策】

- ・ふるさと島根定住財団 人員 4 3 名
- ・島根県による相談員の配置

東京事務所 2 名・大阪事務所 2 名・広島事務所 1 名

- ・UI ターンフェア開催

大阪会場：9 月 東京会場：1 1 月 広島会場：1 月

- ・UI ターン相談会開催
- ・しまねナイト in

島根ファン×出身者×Uターン I ターン希望者の交流会

① UI ターンのための無料職業紹介事業

求職登録者数 1835 人 求人登録者数 2 3 0 8 人 H2 8 年度末現在

② UI ターン企業体験支援事業 (1～2 日間)

③ しまね暮らし体験プログラム (短期体験受け入れ団体等)

④ しまね暮らしお試し体験施設 (短期体験のための滞在施設利用)

⑤ UI ターンしまねお試し体験事業 (短期体験)

⑥ UI ターンしまね産業体験事業 (長期体験 3 ヶ月～1 年)

【就職支援】

- ① 若者の就職支援事業
- ② 学生登録制度「しまね学生登録」 学生登録の総数 11,055 人 (H29.8.15 現在)
うち帰省先が「出雲市」の学生 2,743 人
- ③ インターンシップ促進事業
- ④ 若年未就業者の産業体験・就業体験支援

島根県が行う UI ターンフェアは、他県がうらやむ規模で開催されている

例：東京会場 有楽町「国際フォーラム」で開催

- ・この会場の規模で行っている他府県は無い
- ・すべての自治体（市町村）が参加している



集客のための PR ツール

- Web 「くらしまねっと」など
- SNS Facebook 部署や職員個人のつながりも大切
- 新聞広告
- 口コミ
- 先輩移住者のネットワーク
- 田舎暮らしの本

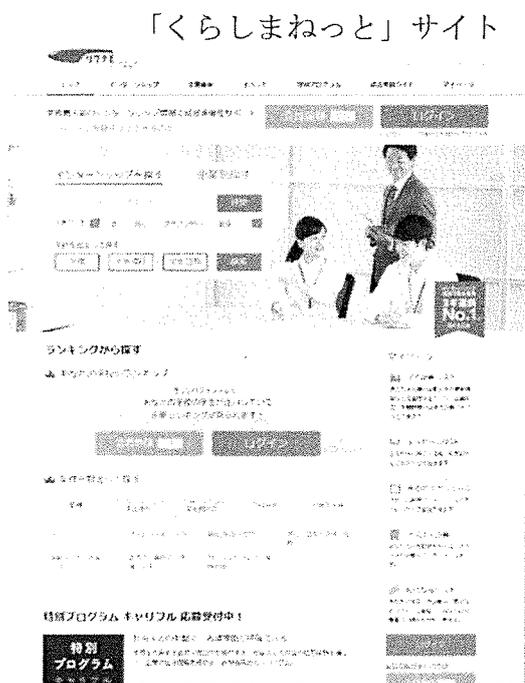
ただ、いずれも決定打ではなく、複合的、総合的に補完し合っていると考えられる

就職情報として学生が参照するのは「リクナビ」の一強。但し、掲載料が高額

→ 掲載料補助なども施策の候補となり得るのでは無いか

リクナビの掲載料

| | 通常 / 2 週間 | ロング / 4 週間 |
|----|-----------|------------|
| N5 | 144 万円 | 180 万円 |
| N4 | 80 万円 | 100 万円 |
| N3 | 44 万円 | 55 万円 |
| N2 | 28 万円 | 35 万円 |
| N1 | 18 万円 | 20 万円 |



「リクナビ」サイト

東京事務所での意見交換

■生活水準の維持と初期段階での支援

UI ターン、移住に際しては、現在住んでいるところの生活水準と移住先の生活水準に大きな隔たりがある事が、決断を妨げる要因になるとのこと。

収入は当然下がる事が予想されるのだが、その分固定費（家賃や光熱費、食費）等が下がらなければ、なりたない。

これまで、コーディネートしてきた経験上、移住当初分でも家賃補助の支援があれば、スムーズにいくケースが多い。

出雲市の「出雲大好き I ターン女性支援事業」は大変好評でかつ有効な施策だが、枠が少なく、年度初めでほぼ予算を消化してしまう状況。もう少し拡充してほしいとの事。

■受け入れ側のコーディネート力

受け入れ側のコーディネート力が重要なファクターとなるとの事。

移住を決断される方にとっては、人生がかかった選択であることを認識し、冷静さと洞察力を兼ね備え、移住する人に寄り添えるコーディネーターが必要となる。

また、移住には「職」と並んで「住」が大きな要因となることから、「住」を紹介している空き家バンクには注力する必要がある。

その掲載数もさることながら、掲載されている物件の質、そして紹介の方法（見せ方）についても十分な検討がなされるべき。

このような意見交換から、出雲市にとって急ぐべき改革は、「人材誘致コーディネーターの採用」と「空き家バンクの外部委託」であると感じる。

早稲田大学環境総合研究センター×地方議員研究会共催セミナー
in 早稲田大学大隈記念タワー

【地方創生戦略の様々な実例から】セミナー

場 所：東京都 早稲田大学大隈記念タワー
主 催：早稲田大学環境総合研究センター、地方議員研究会
日 時：平成29年8月23日 10:00～12:30
講 師：早稲田大学 環境総合研究センター 上級研究員

地方創生戦略の様々な実例から

- 地方創生戦略の概要
- 地方創生戦略の成功と失敗を分けるもの
- 失敗しない地方創生（地方商社、観光振興、しごとづくり、域学連携など）

W-BRIDGE プロジェクト 副代表 岡田 久典 氏

COC 制度： 地方の国立大学各大学に配布される 文部科学省
域学連携： 総務省 各地方自治体向け（10/10）

地方創生の流れのポイント

■地方の人口を増やす

第2 市町村民 住民シェアリング 二地域居住（関係） 学生

■稼ぐインフラ

再生可能エネルギー活用で資金を捻出
耕作放棄地を活用 太陽光発電+きくらの栽培
エネルギーを自前でまかなう

■地域に定着していないロス の対策

地方大学の学部、人材

地方創生が目指すもの
地域資源の活用、外部人材の取り込み（新たな発想）

地方創生事例

| | |
|----------|-----------------------------|
| 観光 | インバウンド、DMO、海外交流、ローカルブランディング |
| 仕事づくり | 地域産業、農林水産業、企業立地促進、雇用促進 |
| まちづくり | 市街地活性化、都市再生、環境モデル都市 |
| 地域コミュニティ | 集落再生、移住、定住促進、CCRC、小さな拠点 |
| 地域医療 | 福祉、介護 |
| ひとづくり | 教育、子育て、少子化対策、自立支援 |
| その他 | 地域交通、情報通信 |

地方創生戦略の成功と失敗を分けるもの

- 丸投げではだめ（コンサルに丸投げ）
- 地域の核となる人材およびそのグループがあることが不可欠
- 全国的な規模での事業に成功した経験があるからといって、地域での事業に成功するとは限らない
- 合意形成にこだわると、事業が進まなくなってしまう
- 地域の身の丈にあった事業でなければ、観光でも地域商社でもメリットがない
- 若い人の仕事と参入を促進する仕組みをベースに考える
- KPIは重要だが、本来大規模なプロジェクトの成果を測定するための手段である
- RESAS等の分析システムは重要だが、答えはあくまでも現場にある

地方再生の要諦

1. 外部の力や財源に頼らず、地元資源（人、モノ、金、文化）を最大限に活用し、地域住民を巻き込む
2. 思考能力を奪う補助金や助成金を注ぎ込まず、あくまでも自立して稼ぐ
3. 地場産業や地域密着の中小企業を中心に雇用を作り、海外へも積極的に打って出る、或いは需要を取り込む
4. 身の丈を旨として、分不相応なエセディズニーランドや著名建築家による施設を作るなど、無駄金を使って縁もゆかりも無い大企業を誘致しない
5. 少子高齢化も地方の過疎化も前提として、持続可能な仕組みを作る

【地域と大学の新しい関係】セミナー

場 所：東京都 早稲田大学大隈記念タワー
主 催：早稲田大学環境総合研究センター、地方議員研究会
日 時：平成 29 年 8 月 23 日 14:00～16:30
講 師：早稲田大学環境総合研究センター
 研究院准教授 永井 祐二 氏

地域と大学の新しい関係

《地域活性の起爆剤としての大学の活用方法》

- ・今、大学が求められている地域での役割
- ・学生の地域における活動や研究者の研究展開の実例
- ・大学活用の成功例をつくるポイント

大学の新しい役割

学生を教育する

学術的な研究をする

社会の発展に寄与する

→ 大学の研究に対する水準向上の必要性と社会的な期待が高まっている

地域経済活性化と産学官の関係

【大学のリーダー】

- 地域社会との関係を重視し、地域経済開発戦略を明確にすること。その戦略は大学がもたらす経済効果を結集したものとし、最終的に大学の利益にもつながる
- 地域社会とコミュニケーションを図る機会を持って、戦略を構築すること
- 経済開発を担当する特別な部局または事務所を設置すること
- 専門知識のあるコーディネーターを任命し地域貢献活動を継続すると
- 産業界の協議会、地域社会の組織、民間共同組織等の役員会に大学のメンバーを加えること
- 戦略は10年程度の長期的視野に立ったものとする

【市長】

- 大学を経済開発戦略に組み入れること
- 大学学長、企業の代表者との会議を定期的で開催し、経済開発のためのパートナーシップを明確にする

【地域社会】

- 大学とのウインウインのパートナーシップを求め、これらの機関の経済効果を認めること

【企業のリーダー】

- 大学と共に不動産開発投資、技術の商業科、供給者開発、インキュベーター、労働力開発のためのパートナーシップを築くこと
- 大学等高等教育機関をビジネスフォーラム、協議会、官民連携に巻き込むこと

地域と大学の新しい関係の構築

- 若者を活かした地域活力の創出 ←→ 学生の視野を広げる人材教育
- 地域特性を活かした先進的なまちづくり ←→ 地域を舞台とした実践型の研究
- 大学の持つ企業等ネットワークの活用 ←→ 校友と連携した大学づくり

- 学生の地域参加ではなく研究機関としての大学の関与が不可欠
- 大学を学生・教員だけで見るとはならず、校友も含めたネットワークでとらえる
- 自治体は大学頼みではなく積極的に大学を活かすことが必要
- 地域との良好な関係が基盤となる 敷居を低くして学生を活性化の媒体に

「域学連携」地域づくり施策について

大学生と大学教員が地域の現場に入り、地域の住民や NPO 等と共に、地域の課題解決や地域づくりに継続的に取り組み、地域の活性化や人材育成に資する活動

【地域のメリット】

- 大学に集積する知識や情報やノウハウが活かされる
- 地域で不足する若い人材力を活用
- 地域の活性化

【大学のメリット】

- 学生や地域住民の人材教育
- 実践の場が得られる
- 教育・研究活動へのフィードバック

「域学連携」地域づくり活動に対する特別交付税措置 ※MAX年350万円程度

大学との地域連携の成功の秘訣

大学側

- 学生を継続的に巻き込む仕組みづくり（ゼミ、サークル）
- 大学の研究機能の活用（地方創生事業活用）
- 複数教員の巻き込み・学際展開（地域課題に合わせた）
- 大御所教員と若手の実務的な体制

地域側

- 学生指導の場が地域の若手の研鑽の場に
- 共同実施を通じた業務の高度化
- さまざまな部署での大学活用の展開
- フランクな関係づくり（お友達づきあい）

大学との心理的な距離、物理的な距離を感じさせない連携展開をめざす
大学は社会貢献としながらもその中から教育・研究的な価値を見いだしていく
取り組みについて時間の区切りは必要

【市民と創る地域ポイントシステムの実例と応用】セミナー

場 所：東京都 早稲田大学大隈記念タワー

主 催：早稲田大学環境総合研究センター、地方議員研究会

日 時：平成 29 年 8 月 24 日 10:00～12:30

講 師：早稲田大学環境総合研究センター

研究院准教授 永井 祐二 氏

市民と創る地域ポイントシステムの実例と応用

《健康分野・環境分野・商店街における市民活動のインセンティブ設計》

- ・地域ポイントの概要と基礎知識
- ・失敗しないシステム導入と制度設計
- ・市民参加を広げ地域を活性化する手法としてのポイント

地域通貨全リスト <http://cc-pr.net/list/>

- ・北海道 (49 件)
- ・東北(60 件)
- ・関東 (127 件)
- ・北陸・甲信越(76 件)
- ・東海(55 件)
- ・近畿(111 件)
- ・中国・四国 (94 件)
- ・九州 (80 件)
- ・全国版 (17 件)

地域通貨の日本的な発展

流通地域の経済活性化という意義を超えている

福祉・介護・育児・救助・まちづくり・環境・教育

相互互助的にポイントが回る

地域問題の解決／地域コミュニティの再生／地域経済の活性化

発行・管理形態

通帳方式、紙券方式、チップ方式、借用書方式、パソコン記録、IC カード管理方式

地域通貨の原資

コミュニティウエイ

- ① 地域通貨による寄付 (商店、企業が NPO に対し)
- ② 法定通貨による寄付 (個人が NPO 等に対し)
- ③ 寄付額に応じて地域通貨を交換 (NPO が個人に対し)
- ④ 地域通貨を利用して商品購入 (個人が商店、企業の)

バウチャー制度

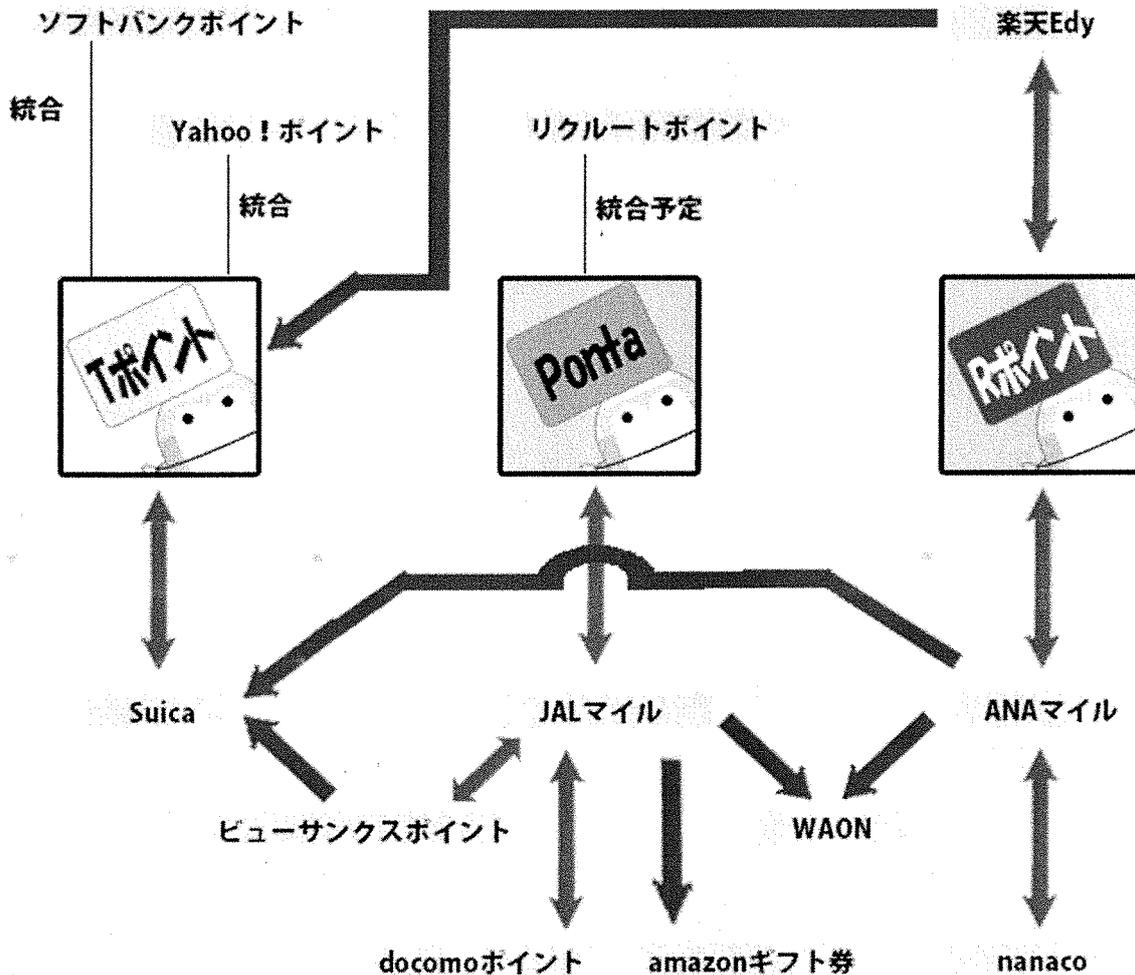
- ① バウチャー (クーポン券) の配布
- ② 学校選択・バウチャー (クーポン券) の提出
- ③ バウチャー (クーポン券) の提出
- ④ バウチャー (クーポン券) の提出数に応じて予算配分

日本ではICカードを活用した社会システムの一例として、地域通貨やエコポイントの取引システムとしての活用を検討してきた。しかし、システムの価格が下げられず、広がりを見せることはなかった。

2004年 住民基本台帳の空き領域を利用推進（総務省）

地域環境通貨の効果
表を挿入

【共通ポイント化の方向】



地域課題を解決するための原資が中央に吸い上げられている流れであり、行政ポイントや商店街ポイントに導入するとかえってマイナス要因となる恐れがある。

【ココカ】

株式会社早稲田環境研究所のソリューション

月額3800円程度の使用料（システム利用料）

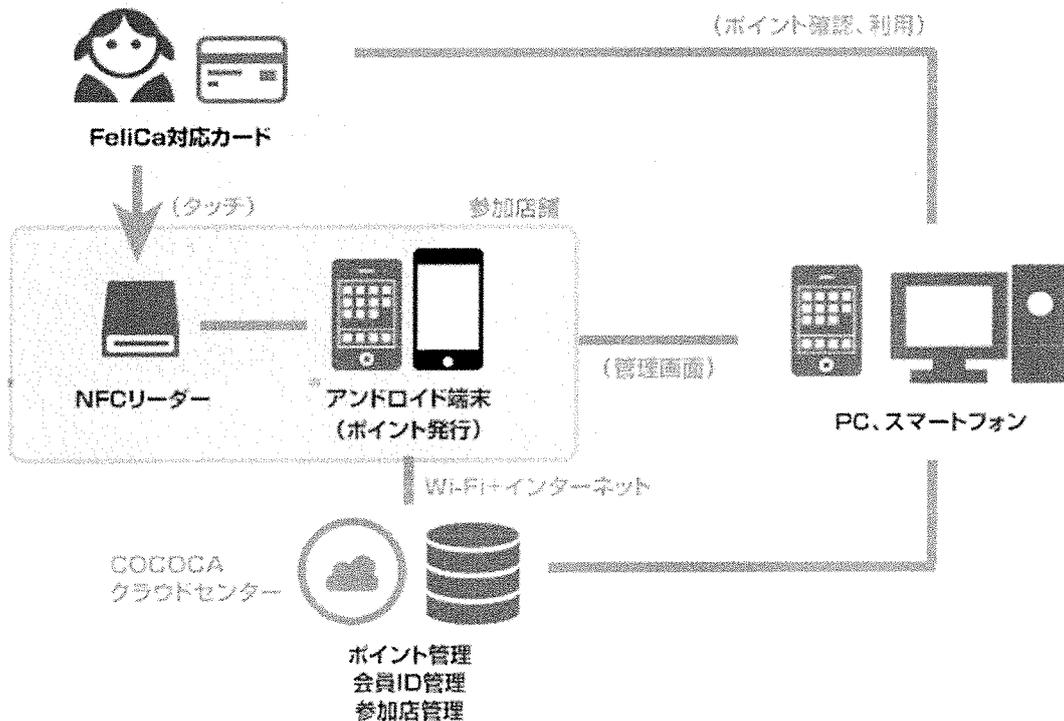
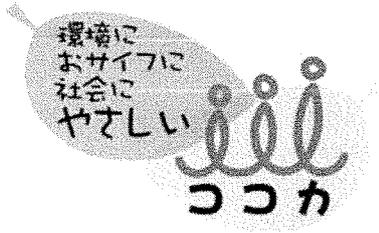
導入費

カードは個人持ちの交通カードの場合無料

（既存の FeliCa 対応カードであればどのカードでも
使用できる設計）

新規発行 @50~100円

ポイントラリーにも活用できる、ログがとれる



柔軟な対応が可能

例：スタート時は商店街のポイントとして導入し、後追いで行政ポイント等を導入できる

敷居が低く、実証実験で導入するにしても安価で可能

また、各種補助金を利用すれば、導入費用はまかなえてしまう可能性もある

【マイナンバーカード】

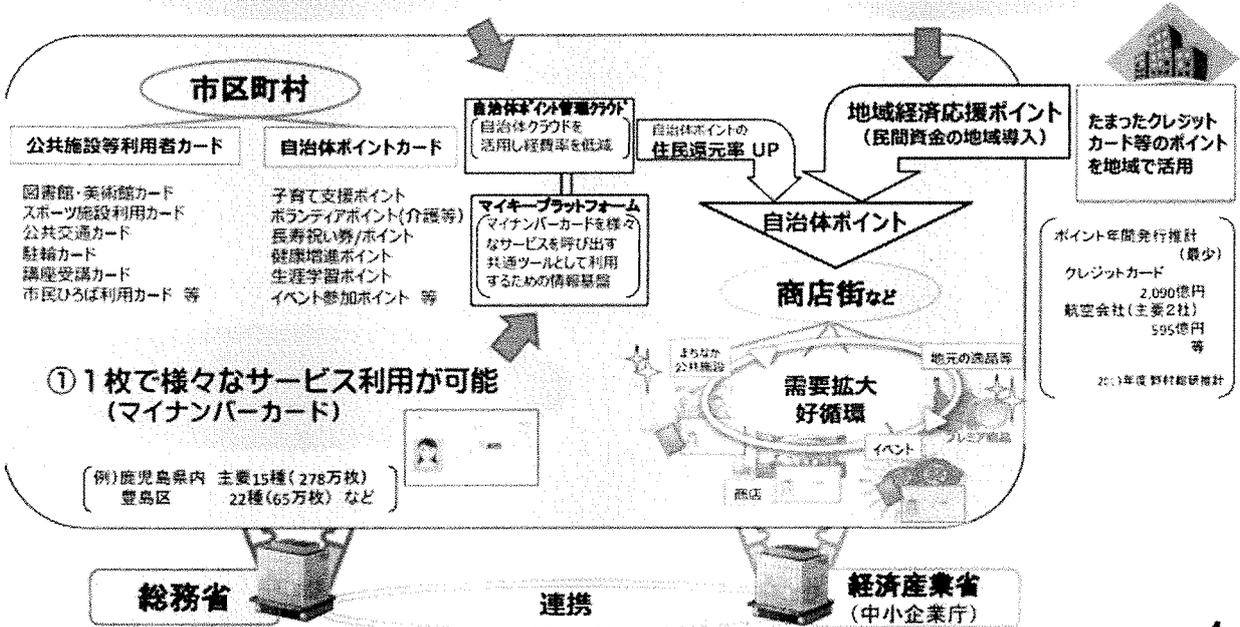
マイナンバーカードのマイキープラットフォームを利用

例：図書館のカード／自治体ポイントで活用／商店街ポイントで活用等

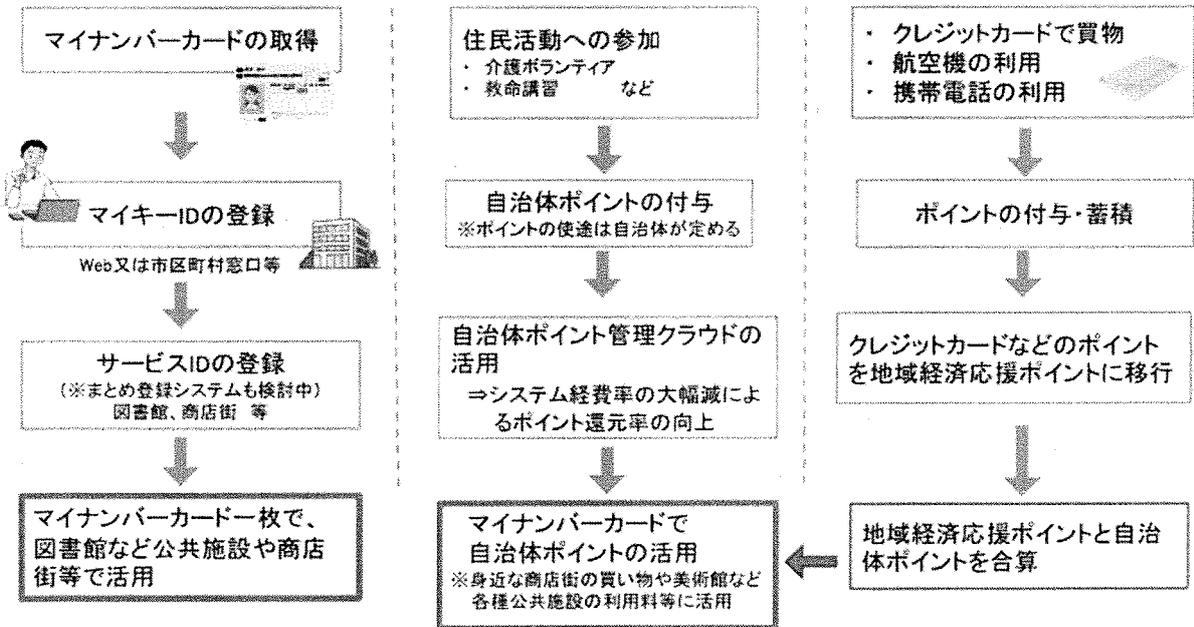
1-1. マイキープラットフォームによる地域活性化方策 ～民間利用が可能な電子証明書等(マイキー)を活用～ ※マイナンバーは使わない

②住民視点での行政サービス改革 (自治体クラウドの強力な推進による低コスト化)

③地域経済の活性化・好循環拡大 (自治体ポイント等を通じた需要増大)



1-2. マイキープラットフォームの活用 ～住民の地域活動や消費との関係～



充実した暮らしと地域経済好循環の拡大

導入費がかさむ欠点がある（読み取り装置 最低10万円から）
ポイントを交換・還元する際の手続きが非常に面倒
住民基本台帳時と同様に、失敗する可能性が高い
マイナンバーカードの普及率は現在 8%～9%台

自治体ポイントを精巧に導く際に注意しなければならない点

■導入費用が安価であること

特に、読み取り装置を安価で供給できなければ普及しない

また、カードの作成費も抑えていかなければ多数に配布する事ができない

■地域の課題解決に役立つシステムでなければならない

地域で貯めたポイントが中央に吸い取られるシステムではなく、

観光も取り込みながら、全国で貯めたポイントが、地域で活用できる流れを作る必要がある

【地域が豊かになる民泊の実例・基礎知識】セミナー

場 所：東京都 早稲田大学大隈記念タワー
 主 催：早稲田大学環境総合研究センター、地方議員研究会
 日 時：平成 29 年 8 月 23 日 14:00～16:30
 講 師：早稲田大学環境総合研究センター
 研究院准教授 永井 祐二 氏

地域が豊かになる民泊の実例・基礎知識
 ≪地域再生に活用する集落の事例とその戦略≫

- ・民泊に関わる制度とその課題
- ・民泊の実例に見る成功の秘訣
- ・民泊から広がる地域活性化

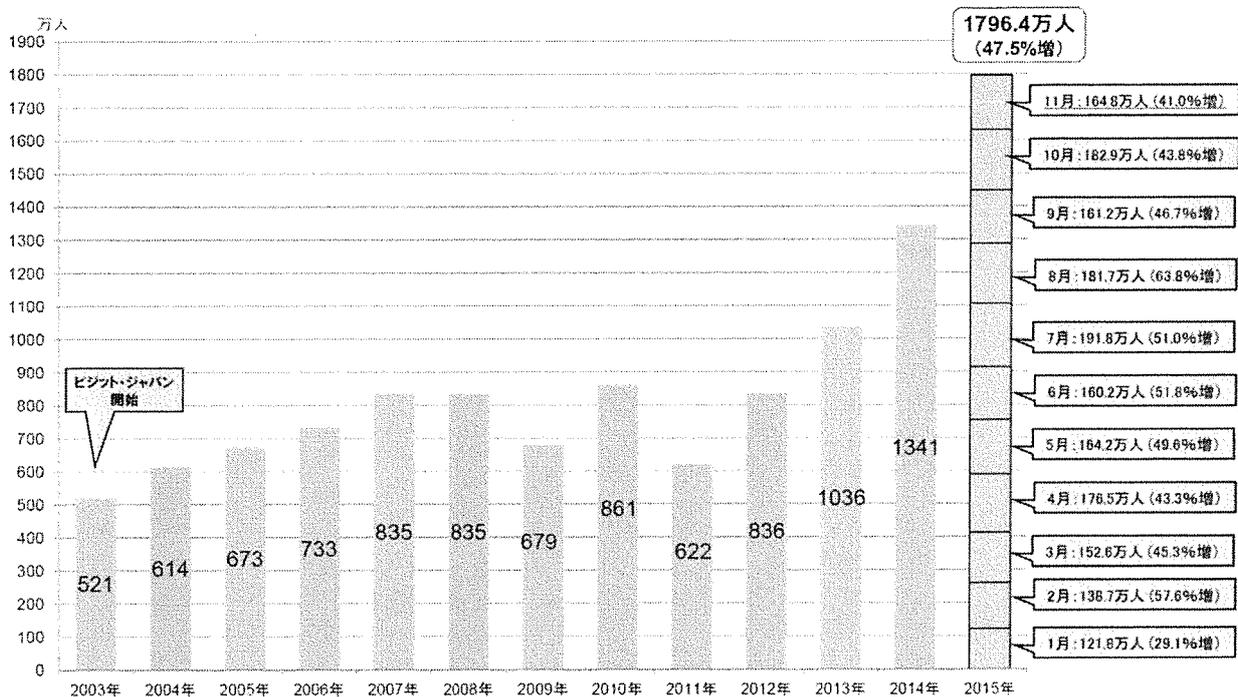
民泊に対する期待

- 訪日外国人観光客増加への期待
- 農山漁村滞在型余暇活動への期待
- 旅行者の消費による大きな経済効果
- 空き部屋・空き家の活用などによる地方創生
- シェアリング・エコノミーの推進

定住人口 1 人

- =外国人旅行者 10 人分
- =国内旅行者（宿泊）26 人分
- =国内旅行者（日帰り）82 人

訪日外国人旅行者数の推移



客室稼働率（平成27年7月・第2次速報値）

都道府県別客室稼働率

○ 客室稼働率が90%を超えた都道府県は、

○ 客室稼働率が80%を超えた都道府県は、

■ :90%以上
 □ :80%以上

・シティホテル 北海道
 ・ビジネスホテル 東京都、大阪府

・シティホテル 14都道府県（昨年7月：8都道府県）
 ・ビジネスホテル 11都道府県（同：4都道府県）

| | 旅館 | リゾートホテル | ビジネスホテル | シティホテル | 簡易宿所 | | | | | |
|------|------|---------|---------|--------|------|----|------|----|------|----|
| 全国 | 39.0 | - | 61.1 | - | 78.1 | - | 82.2 | - | 34.8 | - |
| 北海道 | 61.6 | 3 | 65.7 | 9 | 86.8 | 4 | 90.5 | 1 | 36.0 | 13 |
| 青森県 | 48.7 | 8 | 31.9 | 23 | 69.3 | 35 | 66.7 | 34 | 16.5 | 42 |
| 岩手県 | 43.2 | 12 | 37.4 | 15 | 77.9 | 13 | 72.3 | 27 | 35.2 | 16 |
| 宮城県 | 49.7 | 4 | 39.5 | 43 | 76.5 | 17 | 70.5 | 31 | 38.2 | 10 |
| 秋田県 | 34.1 | 28 | 42.7 | 37 | 65.1 | 42 | 70.3 | 32 | 23.6 | 31 |
| 山形県 | 33.6 | 29 | 41.5 | 40 | 77.5 | 15 | 74.0 | 25 | 36.2 | 19 |
| 福島県 | 38.1 | 20 | 47.9 | 32 | 81.7 | 10 | 84.0 | 8 | 19.1 | 37 |
| 茨城県 | 30.3 | 35 | 45.7 | 35 | 62.7 | 44 | 66.2 | 35 | 25.5 | 27 |
| 栃木県 | 40.1 | 15 | 57.1 | 21 | 68.2 | 37 | 64.9 | 37 | 20.1 | 36 |
| 群馬県 | 49.0 | 6 | 48.8 | 31 | 71.1 | 29 | 75.9 | 20 | 11.8 | 46 |
| 埼玉県 | 31.0 | 32 | 49.5 | 28 | 73.5 | 24 | 79.8 | 15 | 52.1 | 5 |
| 千葉県 | 40.2 | 16 | 84.8 | 2 | 75.8 | 21 | 83.1 | 11 | 36.3 | 14 |
| 東京都 | 70.1 | 1 | 84.4 | 3 | 93.2 | 1 | 86.0 | 4 | 65.9 | 1 |
| 神奈川県 | 38.3 | 19 | 49.1 | 29 | 83.0 | 6 | 83.0 | 12 | 13.1 | 8 |
| 新潟県 | 28.1 | 43 | 32.9 | 46 | 69.1 | 36 | 72.8 | 26 | 24.0 | 28 |
| 富山県 | 37.3 | 24 | 58.0 | 19 | 80.2 | 11 | 76.6 | 18 | 47.6 | 6 |
| 石川県 | 49.3 | 5 | 53.8 | 24 | 82.3 | 8 | 83.5 | 9 | 10.3 | 9 |
| 福井県 | 30.1 | 34 | 45.9 | 34 | 70.3 | 34 | 62.3 | 42 | 13.1 | 44 |
| 山梨県 | 48.1 | 9 | 61.5 | 14 | 73.8 | 21 | 74.9 | 23 | 27.8 | 22 |
| 長野県 | 28.3 | 44 | 41.3 | 41 | 75.0 | 19 | 72.2 | 28 | 12.8 | 45 |
| 岐阜県 | 38.6 | 18 | 50.2 | 27 | 75.6 | 18 | 69.3 | 33 | 26.9 | 24 |
| 静岡県 | 38.8 | 17 | 57.7 | 20 | 71.6 | 20 | 79.2 | 16 | 31.8 | 17 |
| 愛知県 | 36.4 | 23 | 59.5 | 16 | 81.8 | 9 | 85.7 | 5 | 37.0 | 1 |

| | 旅館 | リゾートホテル | ビジネスホテル | シティホテル | 簡易宿所 | | | | | |
|------|------|---------|---------|--------|------|----|------|----|------|----|
| 三重県 | 29.0 | 40 | 53.1 | 25 | 70.1 | 32 | 71.0 | 29 | 6.1 | 17 |
| 滋賀県 | 35.5 | 25 | 66.1 | 8 | 77.5 | 15 | 71.7 | 24 | 27.8 | 22 |
| 京都府 | 59.1 | 3 | 45.5 | 36 | 87.2 | 3 | 86.1 | 3 | 15.3 | 7 |
| 大阪府 | 46.8 | 11 | 95.3 | 1 | 90.5 | 2 | 89.8 | 2 | 63.1 | 2 |
| 兵庫県 | 31.1 | 31 | 56.2 | 22 | 85.4 | 5 | 84.6 | 7 | 31.3 | 18 |
| 奈良県 | 30.1 | 36 | 81.3 | 5 | 71.9 | 27 | 75.0 | 22 | 29.3 | 21 |
| 和歌山県 | 42.0 | 13 | 61.6 | 13 | 71.1 | 34 | 76.2 | 19 | 21.3 | 33 |
| 鳥取県 | 36.3 | 24 | 28.4 | 47 | 72.0 | 26 | 81.3 | 14 | 26.7 | 25 |
| 島根県 | 30.6 | 33 | 49.3 | 30 | 78.3 | 12 | 64.3 | 39 | 36.6 | 13 |
| 岡山県 | 29.5 | 38 | 42.2 | 39 | 71.7 | 28 | 70.9 | 30 | 24.7 | 32 |
| 広島県 | 35.2 | 26 | 58.7 | 17 | 77.9 | 13 | 82.4 | 13 | 29.1 | 20 |
| 山口県 | 34.7 | 27 | 58.2 | 18 | 66.1 | 40 | 61.2 | 41 | 37.6 | 3 |
| 徳島県 | 30.1 | 36 | 51.2 | 26 | 70.1 | 32 | 64.1 | 38 | 16.6 | 40 |
| 香川県 | 27.2 | 46 | 61.7 | 12 | 65.3 | 41 | 62.2 | 43 | 15.7 | 43 |
| 愛媛県 | 48.8 | 7 | 46.8 | 33 | 61.0 | 45 | 66.1 | 36 | 24.5 | 29 |
| 高知県 | 29.5 | 39 | 40.9 | 42 | 58.5 | 47 | 63.7 | 41 | 21.3 | 36 |
| 福岡県 | 33.2 | 30 | 60.2 | 15 | 73.6 | 23 | 85.6 | 6 | 37.8 | 11 |
| 佐賀県 | 47.9 | 10 | 69.9 | 7 | 71.3 | 30 | 60.7 | 45 | 25.8 | 26 |
| 長崎県 | 40.9 | 14 | 78.2 | 6 | 72.3 | 25 | 75.2 | 24 | 17.4 | 28 |
| 熊本県 | 37.0 | 22 | 42.3 | 38 | 67.8 | 38 | 77.2 | 17 | 20.5 | 34 |
| 大分県 | 29.0 | 40 | 62.4 | 11 | 63.0 | 43 | 64.2 | 40 | 20.5 | 34 |
| 宮崎県 | 29.0 | 40 | 65.1 | 10 | 60.5 | 46 | 55.7 | 47 | 16.6 | 40 |
| 鹿児島県 | 27.8 | 45 | 37.9 | 44 | 66.9 | 39 | 60.6 | 46 | 16.8 | 39 |
| 沖縄県 | 25.5 | 47 | 81.8 | 4 | 82.4 | 7 | 83.2 | 10 | 37.8 | 11 |

民泊新法の概要 2017年6月9日成立

(1) 住宅宿泊事業に係る届出制度の創設

- ① 住宅宿泊事業を営もうとする場合、都道府県知事に届出が必要
- ② 年間提供日数の上限は180日
- ③ 地域の実情を反映する仕組み（条例による住宅宿泊事業の実施の制限）を導入
- ④ 住宅宿泊事業の適正な遂行のための措置（宿泊者の衛生の確保の設置等）を義務づけ
- ⑤ 家主不在型の住宅宿泊事業者に対し、住宅宿泊管理業者に住宅の管理を委託すること義務づけ

(2) 住宅宿泊管理業に係る登録制度の創設

- ① 住宅宿泊管理業を営もうとする場合、国土交通大臣への登録が必要
- ② 住宅宿泊管理業の適正な遂行のための措置（住宅宿泊事業者への契約内容の説明等）と（1）の④の措置の代行を義務づけ

(3) 住宅宿泊仲介業に係る登録制度の創設

- ① 住宅宿泊仲介業を営もうとする場合、観光庁長官への登録が必要
- ② 住宅宿泊仲介業の適正な遂行のための措置（宿泊者への契約内容の説明）を義務づけ

宿泊施設を提供する「旅館業」に関しては、昭和 23 年に施行された「旅館業法」によって規定されている。

現在、外国人観光客の増加などによる宿泊施設の不足、人口減による空き家問題、更にはインターネットという当時はなかったインフラを使った新しいビジネスモデルの出現で、旅館業法の改正だけでは対応が困難になってきた。

新たに「民泊」という営業形態の宿泊提供に関する法律「住宅宿泊事業法」が 2017 年 6 月 9 日に成立。早ければ 2018 年 1 月に施行される予定。

住宅宿泊事業法（民泊新法）とは

住宅宿泊事業法（民泊新法）とは、従来の旅館業法で定める 4 つの営業形態（ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業、下宿営業）や国家戦略特別区域の特区民泊にはあてはまらない、新しい営業形態である「住宅宿泊事業」に関して規定する法律。—2017 年 6 月 9 日に住宅宿泊事業法（民泊新法）が成立

「住宅宿泊事業法（民泊新法）」の対象となる民泊サービスは、「旅館業法」の対象外となる条件として、「人を宿泊させる日数として国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより算定した日数が一年間で百八十日を超えないもの」。

住宅宿泊事業法（民泊新法）の対象とする民泊

住宅宿泊事業（新法民泊事業）は、「既存の住宅を 1 日単位で利用者に貸し出すもので、一年間で百八十日を超えない範囲内で、有償かつ反復継続するもの」。

住宅宿泊事業法（民泊新法）の基本的な考え方

住宅宿泊事業法（民泊新法）の対象となる民泊施設はホテルや旅館などの宿泊施設ではなく、あくまで「住宅」という位置付。

民泊施設として提供する家屋の建物用途も「住宅、長屋、共同住宅又は寄宿舍」という扱い。

住宅宿泊事業者（家主）、住宅宿泊管理業者、住宅宿泊仲介業者というそれぞれの役割に対する適切な規制を課して、適正な管理や安全面・衛生面を確保するような仕組を構築。

さらに、届出や登録によって、行政が住宅宿泊事業者、住宅宿泊管理業者、住宅宿泊仲介業者を把握できるような仕組。

新法の民泊を営む人＝「住宅宿泊事業者」 住宅宿泊事業者になるためには届出が必要。

新法民泊で貸し出す住宅

住宅宿泊事業法では、民泊として提供できる「住宅」として、台所や洗面設備が無い事務所やガレージで使用しているスペースは「住宅」とは認められない。

住宅宿泊事業者の届出内容

住宅宿泊事業の民泊として提供する場合、以下の内容を都道府県知事に届ける必要

商号、名称又は氏名及び住所／役員の氏名（法人のみ）

法定代理人の氏名・住所（未成年者のみ）／住宅の所在地

住宅宿泊管理業者の商号など／住宅図面／誓約書

住宅宿泊事業者の義務

宿泊者の衛生の確保
宿泊者の安全の確保
外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保
宿泊者名簿の備付け等
周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明
苦情等への対応
標識の掲示

「住宅宿泊管理業者」とは

「住宅宿泊管理業者」とは、先程ご説明しました『住宅宿泊事業法の第五条から第十条ま
つまり、「住宅宿泊事業法で定められた規定を守って民泊運営をする者」と言えます。
住宅宿泊事業法（民泊新法）では「住宅宿泊管理業を営もうとする者は、国土交通大臣の
登録を受けなければならない。（第22条）」とされています。
管理者が上記の業務を怠った場合、業務停止命令、登録取消等の処分、法令違反に対する
罰則等もあります。

「住宅宿泊仲介業者」とは

「住宅宿泊仲介業」とは、「宿泊者と住宅宿泊事業者との間の宿泊契約の締結の仲介をする
事業」を指す。
一 宿泊者のため、届出住宅における宿泊のサービスの提供を受けることについて、代理
して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為
二 住宅宿泊事業者のため、宿泊者に対する届出住宅における宿泊のサービスの提供につ
いて、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為
住宅宿泊仲介業者になるには、観光庁長官への登録が必要になります。

住宅宿泊事業法（民泊新法）の注意点

住宅宿泊事業法（民泊新法）は「条例」「営業日数の上限」「住居専用地域での営業が可能」
という3点が大きなポイント。

「条例」の注意点

民泊を始めようとする地域の条例で、営業日数の上限を設定されていないかを必ず確認す
る必要あり。

「営業日数の上限」の注意点

条例で上限が設定されなくても、最大で180日しか営業できない。

「住居専用地域での営業が可能」になる注意点

住宅宿泊事業法（民泊新法）が施行された場合、用途地域の制限がなくなれば、住居専用
地域のマンションの民泊営業が急増する可能性あり。

平成 29年 9月26日

出雲市議会議長様

会派名 政雲クラブ

代表者氏名 山代 裕始  

視察研修について (届)

このことについて、下記により実施いたしますので、関係書類を添えて届けます。

| | | |
|--------------------|---------------------------------|-----------------------------|
| 1. 日程 | 平成29年10月16日 ~ 平成29年10月18日 (3日間) | |
| 2. 視察研修先 視察研修目的 | 大漕村 | 農業政策について |
| | 紫波町 (オガール紫波株式会社) | オガールプロジェクトによる都市開発事業 について |
| | | |
| 3. 参加者 | 山代 裕始 川光 秀昭 計 2 名 | |
| 4. 添付書類 | 1. 行程表 | |



平成 29 年 12 月 13 日

出雲市議会議長 様

会 派 名 政雲クラブ

報告者
代表者氏名 川光 秀昭

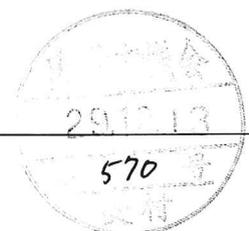
代表者氏名 山代 裕始



視察研修について（報告）

このことについて、下記により実施いたしましたので、関係書類を添えて報告します。

| | | |
|-----------------------------|--|---|
| 1. 日 程 | 平成 29 年 10 月 16 日 ～平成 29 年 10 月 18 日（3 日間） | |
| 2. 視 察 研 修 先 視 察 研 修 目 的 | 秋田県南秋田郡 大瀧村役場 岩手県紫波郡紫波町 オガール紫波 | 八郎瀧干拓（大瀧村）と農業経営 オガールプロジェクト 補助金を当てにしない駅前開発 |
| 3. 参 加 者 | 山代 裕始 川光 秀昭 計 2 名 | |
| 4. 添 付 書 類 | 1. 行程表 2. 報告書 3. | |



(所感)

政雲クラブ行政視察（大潟村、オーガル紫波（株））報告書

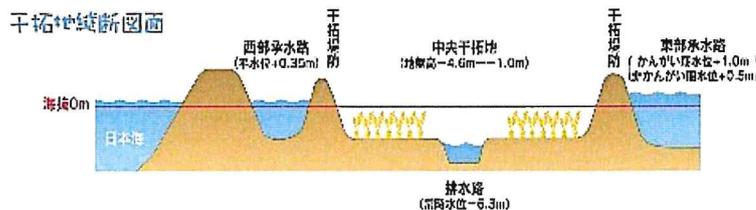
1、 八郎潟干拓（大潟村）と農業経営

農業は本当に儲かるのか？ 職業として家族を養うことができるのか？ 戦後間もなくに開発された八郎潟の農業を視て、出雲の農業の可能性を顧みる。

① 大潟村の成り立ち

戦後間もなく、豊かで住みよい近代的な農村社会を目指して、モデルになるような農業経営の確立のため、その当時は琵琶湖に次ぐ大きさであった“八郎潟”を干拓して、昭和 39 年に大潟村が誕生した。干拓は昭和 32 年に着工し、昭和 41 年に干拓堤防で囲まれた 17.203ha が干陸（かんりく）した。

八郎潟の水深は浅く、周囲に堤防を築き、水をくみ上げて干陸し、湖底が新生の土地に生まれ変わった。そのため干拓された農地の海拔は 0m よりも低く、水害が懸念されたが、現在までに発生していない。



全国の希望者の中から新農村建設のパイオニアたちが選抜され、入植訓練の後に昭和 42 年から入植が開始され、昭和 53 年までに 589 名が入植した。

② 農業政策の変遷

当初は 10ha 規模の水痘単作の営農が行われていたが、昭和 45 年に米の生産調整が始まり田畑複合経営を行うことに変更され、農地は田畑を含めて 15ha となった。しかし、干拓地の土壌は畑作には不向きで収益が米に比べてはるかに低いため、入植者が国の指導に反発して稲作上限面積を超えて稲の作付けを行い、昭和 60 年には自由米流通の急激な増加など様々な問題が発生した。しかし現在では、ほとんどの農家で生産調整に参加し、環境保全型農業に取り組みながら、「豊かな農村」の創造にむけた取り組みが行われている。

③ ニーズに対応した農法

80 年代の半ばから有機農業に取り組み、90 年には農薬の空中散布を中止した。消費者のニーズを察知して、全国に先駆けて有機栽培や無農薬栽培を拡大した。有機農法の約 9 割が有機 J A S 認証や秋田県特別栽培農産物認証を取得している。また、主食用米の国内需要が減少傾向にある中で、多様な利活用を推進し、もち米などの加工用米や米粉用米や飼料用米などの新規需要米を利用した 6 次産業化などに応じた生産も行われている。

米を主体に、畑作では大豆・麦類をはじめとして、カボチャ・ニンニク・タマネギ等による土地利用型作物と、野菜や花木等の施設園芸を組み合わせた複合経営が行われている。近年の農業経営の変化により経営基盤の強化が求められており、稲作の高い生産性を維持しながら畑作部門を強化した生産構造

を確立し、収益性の高い農業経営の実現を目指している。

村が出来た時期には農業協同組合はこの地区には存在していなかった。地元農家（経営体）の共同経営でカントリー・エレベータや米の加工場などの運営を行っている。販売や農作物の加工などで、農協の介入が少なく比較的に地域に根差した、臨機応変な運営ができていないかと思われた。

④農業所得

平成 21 年度の統計でも、一戸当たりの農業所得は 900 万円を超え、一人当たりでも 600 万円をこえる所得が有られている。

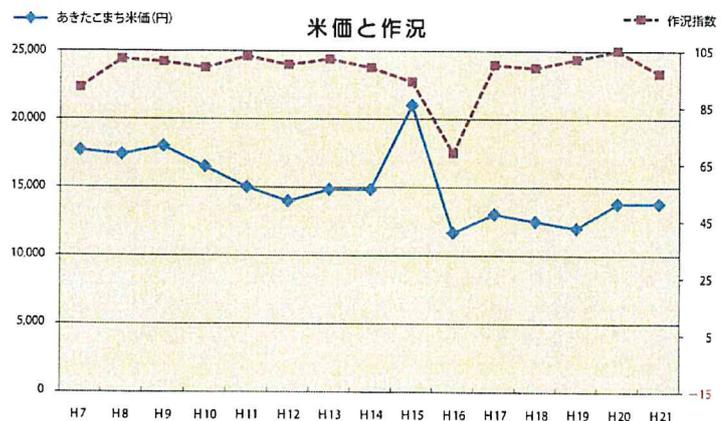


農産物販売金額 単位：経営体

| 階級 | 平成17年 | 平成27年 | 増減 |
|-------------|-------|-------|------|
| ～1000万円 | 17 | 26 | 9 |
| 1000～1500万円 | 100 | 76 | △ 24 |
| 1500～2000万円 | 150 | 165 | 15 |
| 2000～3000万円 | 165 | 164 | △ 1 |
| 3000～5000万円 | 67 | 55 | △ 12 |
| 5000万円～1億 | 1 | 11 | 10 |
| 1億以上 | 1 | 3 | 2 |

平成 17 年からの 10 年間で、中規模から小さな経営体が減少し、5000 万円～1 億万円の売り上げ規模の大きな経営体が増加傾向にある。農産物の場合には、売り上げの約 4 割が収益と言われているので、収益が 2000 万円から 4000 万円の大規模な経営体に集約されつつあるようである。

平成 16 年は作況指数が低下し、米価も下がったので農業所得も低下している。しかし、それ以降では作況指数は持ち直したが、米価が低いまま推移しているにもかかわらず、農業所得は上昇し続けている。米作を基本とし、他の作物への転換や米の加工などの施策が良好であったことが伺える。



⑤農業の可能性について

大瀧村自体が農業のために開発された自治体であり、施策のほとんどが農業を主体に於いていると考えられ、出雲市の農業施策と比較するべくもないが、儲かる農業を行うためには、おおよそ次の可能性が示唆される。

- (ア) 企業体の規模を大きくする。現在でも一部で行われているが、農耕地を統合して、共同で農機の購入を行ったり作業を行ったりする。
- (イ) 基本を稲作に置き、他の作物の転作を奨励する。

- (ウ) 農業協同組合に頼らない、販売や加工の経営を行う
- (エ) 農作物の加工、販売を地域で手掛ける。
- (オ) 的確な農業施策を作成し、補助金等により誘導する

農業だけでは生活はできないと思っていたが、適切な経営を行えば所得は倍増する。日本の農作物自給率を上げるためにも必要不可欠である。

⑥ さいごに

大潟村は、村自体が農業を最盛する目的で造成された。自治体として、農業以外の産業はなく、大潟村は、まさに農業のための施策を実行していけば良いことになる。また、全国から入植してきた村民は、農業で身を立てるために自ら望んで応募している人たちで、農業に対するモチベーションは非常に高い。

これをそのまま出雲市に当てはめるには無理があるが、場所、人など農業を行いたいと思っているグループと、従来の減反政策の様に負の補助金を当てにしているグループぐらいに大別した施策は必要である。後者はこれからの高齢化で上手く（いい塩梅）に衰退していくように、前者に対しては適切な政策で出雲市の農業をけん引してもらうように、少なくともこの二つの集団を念頭においておく必要があると思われた。

2、 オーガル紫波

紫波町は、補助金を利用しないで、駅前を開発し、街の中心として現在も賑わいを継続している。出雲市も様々な取り組みを行っているが、補助金をあてにした施策であることが多く、目的や内容が限定されて継続性に欠け、市の担当者のモチベーションも上がらないでいる。補助金を充てにしないで行う施策のノウハウを探る。

①紫波町の駅前開発

紫波町の最寄駅は町の中心から離れた場所にあり、町民が利用するには利便性に欠けていた。そこで、紫波町ではJRに対して、街の中央部に駅を開発することを申し入れた。JRが示した条件は、駅舎の地元負担と乗降客の確保であった。紫波町ではこれを受け、紫波中央駅の開業後の平成10年7月に、駅前開発のために住宅供給公社が10.7haの用地を28.5億で取得した。町では、日詰西地区土地利用基本計画に基づき、庁舎など6施設を143億円で計画をしたが、実質公債費比率の上昇と基金の減額などの問題により、計画は凍結され、10.7haは事実上、塩漬けの土地となった。開発も進まず費用はかさみ「日本一高い雪捨て場」と言われるまでになっていた。

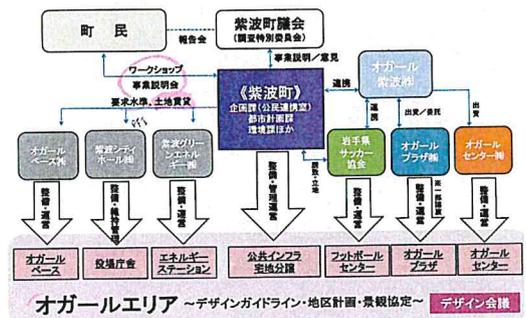
紫波町は「公民連携基本計画」を平成21年に策定し、財政負担を最小限に抑えながら公共施設整備と民間施設などの立地による経済開発を目指した、複合的な開発を開始した。

②駅前土地開発（オガールプロジェクト）

税金を使って大型の施設開発だけを行うのではなく、不動産の付加価値の上昇を目指した。町民の財産である町有地を安売りするのではなく、このエリアに活気が生まれ不動産を購入してもらえるような付加価値の上昇をめざした、安定事業としての不動産開発を行った。

公共は施設を作り、民間はそれを利用して経済活動を行い儲けるのが目的である。このプロジェクトのアドバイザーとなるデザイン会議のメンバーは、単なる評論家ではなく、実際にそれぞれの分野で大きな成果をあげている人たちに集ってもらい、民間目線で金融機関のチェックを入れ、徹底的な採算モデルを構築した。左図に示すように、紫波町が公共インフラを担う以外は全てを株式会社が担当している。

プロジェクト関連組織



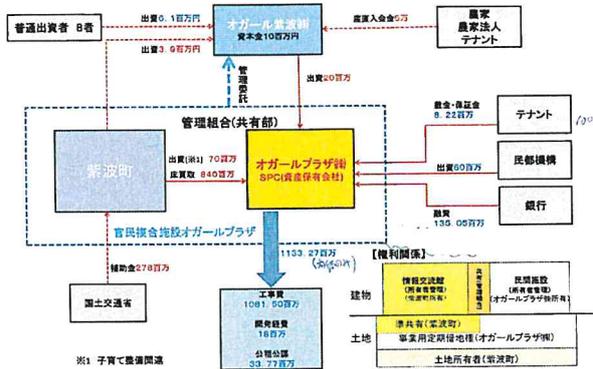
公民連携を掲げても、計画を持続させるには、経営に対する考えを重視して公的な資金に頼らないことも必要である。民間投資が継続しなければ、使われない施設や空き店舗が多くなり、自治体が赤字を抱えるようになる。そのためには、家賃相場を確認したり、本当に必要な床面積を設定したり、リスクの少ない不動産開発を行わなければならない。適正な規模を維持するためには、設計や工事段階からテナント等への入居者の意見も取り入れることが必要である。このプロジェクトでは、工事着工時には入居率はすでに100%であり、安定した事業展開を行っている。

トレンドや景気に左右されやすいショッピングや飲食店などの商業施設を中心に置くと、ネット通販や大型ショッピングモールに淘汰されてしまう。そのために、公共だからできる“人が集まる施設”の周りに、ストーリーのある商業施設や付帯施設を付け、設計の段階から採算の取れる仕組みを取り入れた。

③紫波町の町づくり

今までの補助金を当てにした公共開発では、将来発生する維持費などのランニングコストの計画や稼働率などの見積もりが適正ではなく、テナントが充填できず管理費が財政を圧迫する場合があった。

オガールプラザ(資金調達から整備・管理)



このプロジェクトでは、テナントの入居の先付けにより収入を見込み、そこから逆算して建設費を算出し、維持費を確定している。民間の融資を基にして施設の建設や運用をしっかりと審査し、稼働率や集客率を確実なものにし、得られる収益から税金を見込み、維持管理費用に充て、実質的な町の負担を無くするようなスキームが創り出された。収益性のある公共施設を実現し、公民が共同して、持続性のある安定した交流人口を生み出した。

紫波町からの資金は、オガール紫波(株)、オガールプラザ(株)の二つの株式会社に出資しているだけで、これらの資金は株式会社が適正に経営されていけば取り戻せる資金である。また、官民複合施設であるオガールプラザには役場を入居したので、床買い取りを行っているがこれも役場の移設に伴う必要経費であると考えられる。

公共施設部では、町民が様々な勉強会や研修会、セミナーが盛んに行われており、使いやすく集まりやすい工夫がなされている。図書館の空きスペースを利用したイベントや紫波マルシェでの産直マーケット

には紫波町の生産者が自らアイデアを出して実際に関わって参加している。また、これらの企画には、官ばかりではなく、関連する株式会社も連携し、自分たちの責任で赤字を出さないようしくみが構築されている。

④補助金をあてにしない開発について

紫波町では駅前の開発に失敗し、10.7haの土地が10年ほど塩漬けになっていた。これを民間の経営理念に基づき、官民の連携により活用を試みた。紫波町としては、この開発に予算をつけることができず、補助金もあてにできなかった。民間で実務経験の豊富なメンバーで構成されるデザイン会議の意見に従って、プロジェクトが開始された。稼働率、運用などから収入を見こして施設を作り、得られた収益で維持費を賄う、公に頼らない開発が実現した。

このプロジェクトの最も重要なのは、テナント等の入居を先に決め、それらから建物の規模や費用を算出した点にある。また、特別目的会社が建築を担当して民間の目線で必要なコストを抑え、銀行の融資や政府系金融機関の出資で資金を賄い、後に公共施設部分を紫波町に売却した。必要最小限の設備で最大限の運用が可能となり、公共部分でさえ建築費用や維持費を抑制できた。

⑤さいごに

補助金が悪いわけではないが、補助金は利用の目的が限られるなど制約が付きまとう。また、行政の担当者も“痛み”が無いので、すべて利用して不必要な設備を取り付けたり、無駄に豪華な仕様にしたりしてしまう傾向があるのかもしれない。

一方、株式会社などの民間企業では、投資した資金は取り戻せなければ、その事業は赤字となり負債を抱えることになる。自治体の負債とは大きく異なり、働いている職員には死活問題である。事業に対する取り組みが全く異なり、従って目線も異なる。

自治体の病院が、独立行政法人になると経営が上向くのはまさにこの効果であろう。経営の形体が変わるだけで、中身は何も変わってはいないが、経営に対する職員の目線が変わることで、仕事に対する責任を実感するからに他ならない。

経営的な要素を必要とする事業では、これらの様に民間の考えを入れた運用が必要となる。また、民間に運用を任せただけであれば、彼らも死にもの狂いであるはずであるので、自治体は口を挟まず、むしろ運用をフォローし、民間の経済活動を妨げない施策を行うことが官民連携のように感じられる。

平成 29 年 11 月 13 日

出雲市議会議長様

会派名 政雲クラブ

代表者氏名 山代 裕始



視察研修について (届)

このことについて、下記により実施いたしますので、関係書類を添えて届けます。

| | | |
|-----------------------------|---|-----------------------------|
| 1. 日 程 | 平成 29 年 11 月 15 日 ~ 平成 29 年 11 月 16 日 (2日間) | |
| 2. 視 察 研 修 先 視 察 研 修 目 的 | 東京都千代田区内神田 2-5-3 株式会社社会保険研究所 | 第 14 回「地方から考える社会保障フォーラム」の受講 |
| | | |
| | | |
| 3. 参 加 者 | 大場利信議員 計 1 名 | |
| 4. 添 付 書 類 | 1. 行程表 別紙のとおり | |



平成 30 年 1 月 23 日

出雲市議会議長様

会派名 政雲クラブ

代表者氏名 山代裕始

報告者 大場利信



視察研修について（報告）

このことについて、下記により実施いたしましたので、関係書類を添えて報告します。

| | | |
|--------------------|--|-----------------------------|
| 1. 日程 | 平成 29 年 11 月 15 日～平成 29 年 11 月 16 日 (2日間) | |
| 2. 視察研修先 視察研修目的 | 東京都千代田区内神田 2-5-3 社会保険研究所 | 第 14 回「地方から考える社会保障フォーラム」の受講 |
| | | |
| | | |
| | | |
| 3. 参加者 | 大場利信議員 | |
| 4. 添付書類 | 1. 行程表：別紙のとおり 2. 報告書：別紙のとおり | |



(研修報告書)

講義1 「地方自治体における健康経営の推進」

尾形裕也氏（東京大学政策ビジョン研究センター健康経営研究ユニット特任教授）

- 1 **健康経営とは**、欧米諸国でこの20年の間に、医療・健康問題を単なる「コスト」ととらえることから「**人的資本**」への「**投資**」をとらえる考えになってきており、「**健康**」と「**生産性**」を同時に**マネージする「健康経営」**が企業・組織にとって**重大な「経営問題」**となっている。
- 2 健康経営の考えを日本の企業、組織、コミュニティへ適用できないか。
 - ア 医療費適正化やメンタルヘルス対策等の個別展開による「**部分最適**」から企業・組織の「**全体最適**」の実現を目指すことである。
 - イ 日本は国民皆保険体制による統一性と近年における「**レセプトの電子化**」を実現し、その素地ができています。実現への重要なカギを握るのは**保険者と企業などの母体組織との協働**である。
 - ウ 日本的経営慣行の一つに「私生活にまで及ぶ従業員福祉への温情的配慮」があり、日本的経営の再構築として捉えることはできないのか検討されるべきである。
- 3 **健康経営を巡る動き**
 - ア 日本健康会議
 - ・国民一人一人の健康寿命の延伸と医療費の適正化について、行政のみならず、民間組織が連携して実効的な活動を行うために組織された。
 - ・「健康なまち・職場づくり宣言2020」で8つの宣言を行っている。
 - イ 日本健幸都市連合（代表幹事：東京都荒川区長）
 - ・自治体首長有志が発起人。①レセプト・健診データ分析による糖尿病重症化防止、ジェネリック医薬品使用促進などを通して住民の健康増進と医療費の適正化②健幸に資する食生活の改善③高齢者のフレイル予防など、歩きたくなる街、外出したくなるまちづくりをソフト、ハード両面で推進する。
 - ・島根県では飯南町が参加している。（2017年10月現在）
 - ウ その他の動きとして、①健康経営銘柄の選定（東証へ上場している営利企業で、1業種1社のみ）②健康経営優良法人の認定と顕彰制度 ③健康経営へのインセンティブ（融資資金の金利優遇、補助金など）④健康経営アドバイザー制度 など研究すべきことが地域等で進んでいる。
- 4 **まとめ**

「健康経営」という概念を初めて聞いた。従業員の健康管理と生産性の上昇を絡めたものであるが、欧米諸国や日本の一部の領域では積極的に取

り組まれている。働き方改革や健康寿命の伸長が叫ばれている中、出雲市行政においても、産業振興部局と健康福祉部局とで深く取り込まれるべき分野であるとの感想を得た。

講義 2 「児童虐待防止に地域はどう関わるか」

宮腰奏子氏（厚生労働省虐待防止対策推進室長）

石川治江氏（ケア・センターやわらぎ代表理事）

1 児童虐待件数

- ・年々増加。H28年度は122,578件。うち市町村相談・対応件数93,458件
内訳：身体的虐待31,927件（26.0%）、ネグレクト25,842（21.1%）、
性的虐待1,622件（1.3%）、心理的虐待63,187件（51.5%）

*心理的虐待とは：面前でDVを子どもが見ており、子どものトラウマになっているという虐待。

2 要保護児童対策地域協議会

- ・関係機関相互の連携や役割分担の調整、個人情報等の情報共有の在り方を明確化する。
- ・1,730（99.4%）の市町村で設置（出雲市においても設置済み）

3 児童福祉法の改正（H28年6月3日公布）

- ・児童の権利の明確化と国・**地方公共団体**による家庭と同様の環境における養育の推進を謳う。まずは、保護者を支援する。家庭における養育が適当でない場合には、児童が「家庭と同様の養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう必要な措置を講ずる。

4 市町村の体制強化

- ・児童福祉法の改正により、身近な市町村で児童・保護者に寄り添った支援を継続し、児童虐待の発生を防止するため、市町村を中心とした訪問型の在宅支援を強化することとされた。その他、支援拠点の整備（人件費や既存施設の修繕の予算化予算）、児童相談所による指導措置の委託先となること（スーパーバイザー（管理者。児相OBが望ましい。）を配置するための補助金創設）、一義的な児童相談や子育て支援により対応すべき事案についての児相からの送致先となることが定められた。
- ・組織的には、従来の子育て世代包括支援センターと県の児童相談所との中間に市町村実施主体の「**市町村子ども家庭総合支援拠点**」を作り、対応することとする。なお、これについては、子育て世代包括支援センターとの兼務も可能である。
- ・要保護児童対策地域協議会が設置されていても、深刻なケースで連携の遅れが指摘される場合があり、責任を持って関係機関の対応を統括するこ

とが必要である。そのために、調整機関に専門職（児童福祉司、保健師、保育士等）の配置が義務付けられた。

5 新しい社会的養育ビジョン

H28年の児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実の親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念が規定された。この理念を具体化するため有識者による検討会でこのビジョンが取りまとめられ**里親委託の推進**が盛られている。

5 まとめ

私自身、児童虐待については児童相談所（県）の所掌分野だと考えていた。今回の研修で、児童虐待について**市町村の体制強化**が図られたことを知った。この分野について、健康福祉部の対応を今後注目していきたい。

講義3 「厚生労働省の少子化対策と子育て支援」

夢をつむぐ子育て支援～希望出生率 1.8 がかなう社会に実現を目指して～

吉田 学氏（厚生労働省子ども家庭局局長）

1 一緒に考えたいこととして2点を設定

- (1) 子どもを中心に「子ども・子育て支援」を更に進める。
- (2) 様々な困難を抱える子供たちを支援するために（虐待・社会的養育、いわゆる「子どもの貧困」）

そのためには、行政として、住民・地域社会の中で①妊娠期から出産、子育てまでの「切れ目のない支援」および②困難を抱える子ども・家庭への「包括的支援」が必要である。

この観点から**市町村は「児童に対する支援拠点」**という重要な位置づけが与えられている。

2 現状の再確認

- ・合計特殊出生率(H28年度 1.44) 最高沖縄 1.95 最低東京 1.24 島根 1.75
- ・出生率の低下要因：晩婚化の進行と夫婦出生児数の減少
- ・約9割の独身男女は結婚意志を持つ。希望子ども数は2人以上
- ・結婚しない理由
 - 「適当な相手に巡り会わない」が男女とも最多
 - 男：「まだ必要性を感じない」「結婚資金が足りない」
 - 女：「自由さや気楽さを失いたくない」「まだ必要性を感じない」
- ・相対的貧困率
 - 全体 15.6%、子どもの貧困率：13.9%
 - 大人が一人(主としてひとり親家庭)の「子どもがいる現役世帯」で**50.8%**

- 3 「希望出生率 1.8」について
- ・「仕事」と「結婚、妊娠・出産、子育て」の二者択一構造から「**同時実現の構造**」への転換を図るため、「**働き方改革・両立支援**」と「**総合的子育て支援**」という「**就業と子育ての両立**」を実現しなければならない。
- 4 すくすくサポート・プロジェクト（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト）
- ・経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題 → **ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト**で対応。特に、子どもの学習支援事業の対象者を誰にするかは地域で考えて決めて欲しい。
 - ・児童虐待の相談対応件数は増加の一途、複雑・困難ケースも増加 → **児童虐待防止対策強化プロジェクト**で対応
- 5 **働き方改革実行計画**（H29年3月28日働き方実現会議決定）
- ・13項目あり。新たに、4 罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正 6 女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備 8 子育て・介護等と仕事の両立 を新たに盛り込む。
- 6 9月25日の安部首相の記者会見
- 「人づくり革命」**: 2兆円規模の大胆な政策を実行する。
- ・所得が低い家庭の子供に限って大学などの高等教育の無償化
 - ・幼児教育無償化の加速: 2020年までに3~5歳児はすべての子どもたちの保育所・幼稚園の費用を無償化。0~2歳児も所得の低い家庭を無償化
 - ・「子育て安心プラン」を前倒しし、3年間で女性就業率80%に対応できるよう2020年度までに32万人分の受け皿を整備する。これに伴い、約7.7万人の保育人材を確保するための総合的な対策を実施する。
 - ・更なる処遇改善を通して介護離職ゼロに向けた介護人材の確保
- 7 **まとめ**
- 講師である吉田局長は、多方面にわたって少子化対策と子育て支援について述べられた。最後に<改めて一緒に考えたいこと>と題して、平易な言葉で以下の問題提起をされている。
- (1) まずは「顔の見える関係」づくりから
- 問題意識と情報を共有する具体的仕組み(機会と仕掛け)
 - 結局は「まちづくりあるいはコミュニティづくり」
- (2) そうは言っても、ヒトやカネに限りがある中で
- 住民・関係者の理解と共感が出発点
 - 行政だけでは無理? キーパーソンはどこにいるのか?

→ 町村を基本単位に、広域連携は可能か？

出雲市も地域の資源であるヒト、カネ、モノを活かした地域共生社会を目指して地域で様々な取り組みがなされており、吉田局長の言わんとしておられる方向を歩んでいると思われる。私としてはとてもうまくまとめきれないが、折にふれて研修テキストを開き理解を深めたい。

講義 4 「厚生労働行政と地方自治体～地域包括ケアシステムと関連して～」

谷内 繁氏（厚生労働省大臣官房審議官）

介護保険や地域包括ケアシステム、地域共生社会構想については、出雲市においてもホットな課題であり、様々な事業が進められてきている。ここでは、厚生労働省が進めようとしている事業を中心に報告します。

1 介護保険を取り巻く状況

- ・介護保険制度を運営するには、ヒト、カネ、地域づくり という3つの要素が重要

ヒト：介護離職ゼロを目指すには、人材確保が大きな課題である。2019年10月には消費税が10%にアップされる。これを財源に介護報酬アップも欠かせない。また、外国からの介護実習生の確保も重要な課題となっている。

カネ：介護保険事業の費用総額は年々上昇している。

制度創設時の2000年3.6兆円→2017年度10.8兆円

それに伴い、保険料も年々上昇している。

制度創設時の2000年2,911兆円→2017年度5,514円（全国平均）

地域づくり：介護は地域で完結するもので、市町村での総合事業を始め、地域共生社会の実現に向けた様々な取り組みが要求されている。

- ・AIを利用した介護ロボットの活用について

排泄用のロボット開発や部屋ごとの見守りセンサーの設置などが進められているが、介護は対人サービスであり、困難な部分も多々あり。

2 介護保険制度の改正：地域包括ケアシステムの強化に向けた取り組み

- ・認知症地域支援推進員（保健師・看護師等）と認知症初期集中支援チームとの連携
- ・生活支援・介護予防サービス：NPO、ボランティア、民間企業、協同組合などの多様な主体が提供することが必要
- ・高齢者の社会参加：社会参加、社会的役割を持つことが生きがいや介護予防に繋がる。従来の運動中心から活動範囲を広げる。
- ・総合事業と生活支援サービスの充実。高齢者は支える側に回ることもある。

3 介護医療院の創設

今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護保険施設を創設する（全国で6.1万床）。位置づけは介護保険施設であるが、医療法上は医療提供施設として法的に位置づけられる。現行の介護療養病床（H29年度末が設置期限）の経過措置期間は6年間延長する。

これについては、病院における在院日数の短縮の方針の下、退院後の行き場を探すのに苦慮する家族から不安を訴えられていた。退院後の施設を探すために在宅介護を余儀なくされる家族からの訴えをもとに一般質問で当局の見解を質したこともあった。今回国が医療介護両用型の施設を制度化したのは時宜を得たものと歓迎する。具体的な中身についてはこれから明らかとなるが、使いやすい施設となることを要望したい。なお、光熱水費相当額の負担は、H30年7月から月額370円となる。

4 利用者負担の見直し

- ・現在の利用者負担割合：年金収入等が280万円未満の者は1割負担
年金収入等が280万円以上の者は2割負担
- ・見直し後：2割負担者のうち年金収入等が340万円以上の者は3割負担とする。ただし、上限は月額44,400円（該当者：全国で約12万人）

5 地域共生社会の実現を目指して

- ・子ども、高齢者、障がい者などすべての人々が、一人一人の暮らしと生きがいを、共に創り、高め合う社会（地域共生社会）の実現を目指す。
- ・「支え手」「受け手」に分かれた社会から、共に創る「地域共生社会」へ
- ・縦割りから「まるごと」へ

例：子育てにおける好循環

子ども：高齢者と日常的に関わり合いながら暮らし、健全な成長へ

高齢者：子育て支援で役割を持つことが予防に効果あり。

障がい者：活躍する場を持つことで自立・自己実現に効果あり。

- ・新たに「共生型サービス事業所」を位置づける。
障がい福祉サービス事業所等であれば、介護保険医業所の指定も受けやすくする特例を設ける。

6 H30年度から診療報酬・介護報酬同時改定

講義5 「地方財政の課題—分配モデルからの転換—」

田中 秀明氏（明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授）

1 地方財政の課題については、今まで何回も研修を受け、またかという感じを持ってこの研修を受講した。ただ、副題の「分配モデルからの転換」に新鮮なものを感じ、注目して研修を聞いた。田中教授は、論点として

- ・ 地方財政は全体としては改善しているが、問題はないのか
- ・ 地方は本当に分権を望んでいるのか
- ・ 地方消滅が指摘されているが、「地方創生」で解決できるか、特効薬はあるか

を挙げ、地方財政の現状、地方税の偏在、地方交付税、地方債の現状、すなわち**中央政府への財政的な依存（持ちつ持たれつの関係）**について説明され、自治体独自の考えによる自治体経営の重要性を説明された（詳細説明は省略）。

2 **結論**として、以下の点を強調された。

ア 地方分権について

（現状）

全国一律：自治体の規模、財政力とは無関係に同じ権限・責任

→ 公的サービスは「全国平等」なのか？

住民は「地方分権」「自治」を望んでいるのか？

（理想）

地方の独自性：一定の格差を許容。

→ 分権とは格差が広がることである。

格差を許容する場合どこまで許容するのか。地方での事例の積み重ねが必要である。

イ 地方税について

（現状）

「横並び志向」：消費税の地方税化。全国一律税率が前提とされている。

法人課税に偏重した**応益原則**

* 応益原則とは：地方公共団体の行政と住民の受益との間に関係を認めることによって租税を分担する原則。地方税は比較的応益原則により構成すべきであるとされている。

（理想）

各地方が独自に財政責任を遂行する。

応益原則は住民課税に徹する。

ウ 国と地方の関係

（現状）

- ・ 国によるサービス水準の指示

- ・国の幅広い財源保障
- あいまいな国と地方の役割分担・責任分担
(理想)
- ・国と地方の役割分担・責任関係の明確化
- 財源保障の縮減・範囲の明確化

3 コメント

- ・ 田中教授の指摘のように地方財政は中央政府への依存（もちつもたれつの関係）状態であることは経験上良く認識している。地方は地方分権を主張しつつ、中央政府からの財源保障は絶対不可欠なものとの固定観念がある。これは明治以来の日本の宿命とも思われる。田中教授の説明は分かるが、国に依存している現状において、地方それも島根県のような財政弱小県にとって従来の考えを変更するには大きな覚悟が要る。ただ、残された道は「地域特性」を発揮する部分を見出し、「財政的豊かさ」を追求すべきと考える。
- ・ 地方交付税の説明で、島根、高知、鳥取は地方交付税を含めた財政規模で東京都より多い、すなわち東京都より豊かになるはずである旨の説明があった。島根県においてはこの傾向が続いている。島根県民として複雑な思いを感じるところである。
- ・ 安部首相の唱える地方創生は特効薬となり得るかであるが、地方の発案について中央政府からの指示・指導がなされる中で、本当に地方のためになっているのか、地方の発想は活かされているのか、この面においても中央政府への依存（もちつもたれつの関係）が見られる。
- ・ 税財政についての地方の自主性について、地方の超過課税が地方税収に占める割合は1.36%に過ぎないとの説明がなされた。超過課税制度を導入する際には国（総務省）との協議や地方交付税の減額を招くが、この点かも地方の財政自主権が制約されている。
- ・ 最後に議会の役割についての説明がなされた。議会のオール与党化・相乗り体制、長の提案の追認、政策形成について執行機関に依存などである。執行部と議会は車の両輪と言われているが、政策形成場面での議会の自主性の発揮がもっと必要であると考ええる。

以上報告といたします。

平成 29年 10月 20日

出雲市議会議長 様

会 派 名 政雲クラブ

代表者氏名 山代裕始



視察研修について (届)



このことについて、下記により実施いたしますので、関係書類を添えて届けます。

| | | |
|--------------------------|--|---|
| 1. 日 程 | 平成 29年 11月 16日 ~ 平成 29年 11月 17日 (2日間) | |
| 2. 視察研修先 及び視察研修 目的 | TKP 東京駅八重洲 カンファレンスセンター (地方議員研究会) | 平成 29年 11月 17日 10:00~12:30 ・地域福祉政策 (理論編) 1、これからの福祉政策の方向 2、政策立案の手法 14:00~16:30 ・地域福祉政策 (実践編) 1、地域包括ケアシステム構築へ向けた取り組み 2、活力ある地域づくり 公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 理事長 瀬戸恒彦 |
| 3. 参加者 | 川光秀昭 計 1名 | |
| 4. 添付書類 | 行程表 平成 29年 11月 16日 出雲空港 → 16:25 JAL284 → 羽田空港 → 品川駅 京急イン品川駅前 泊 平成 29年 11月 17日 品川駅 → 東京駅 → 徒歩 → TKP 東京駅八重洲カンファレンスセンター → 羽田空港 → 18:30 JAL287 → 出雲空港 | |

平成 30 年 3 月 30 日

出雲市議会議長 様

会 派 名 政雲クラブ

代表者氏名 山代裕始

提 出 者 川光秀昭

視察研修について（報告）

このことについて、下記により実施いたしましたので、関係書類を添えて報告します。

| | | |
|-----------------------------|--|---|
| 1. 日 程 | 平成 29 年 11 月 16 日 ～平成 29 年 11 月 17 日 (2日間) | |
| 2. 視 察 研 修 先 視 察 研 修 目 的 | TKP 東京駅八重洲 カンファレンスセンター (地方議員研究会) | 平成 29 年 11 月 17 日 10:00～12:30 公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 瀬戸恒彦 ・地域福祉政策（理論編） 1、 これからの福祉政策の方向 14:00～16:30 ・地域福祉政策（実践編） 2、 地域包括ケアシステム構築へ向けた取り 組み 3、 活力ある地域づくり 公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 |
| 3. 参 加 者 | 川光秀昭 計 1名 | |
| 4. 添 付 書 類 | 1. 行程表 2. 報告書 3. | |



(所 感)

地域社会福祉政策（理論編）（瀬戸恒彦）

1、 これからの福祉政策の方向

・社会福祉施策を取り巻く環境 65歳以上の高齢者数は、2025年には3,657万人となり、2045年にはピークを迎え3,878万人になると予測されている。要介護者の認定者数は、平成26年4月で586万人となり14年間で2.69倍に増加し、近年ではそのペースは増大してきている。高齢化により、介護保険料は8200円以上となることが見込まれ、地域包括化ケアシステムによる効率化が必要となった。

・これからの社会福祉政策 地域包括化ケアシステムの構築や生活困窮者自立支援の創設などを推進している。地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会を創設するのが目的で、地域の実情に合致した福祉サービスの提供を推奨している。地域の社会資源（ボランティア、PTA、老人クラブ、子供会、ご近所、自治会）を利用して、地域の社協、福祉委員、民生委員が地域活動を行い、CSW等の専門職がこれを支援する。『支え手側』と『受け手側』に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる、『我が事・丸ごと』地域づくりが必要である。

・介護保険制度見直しの方向 要介護状態とならずに自立した生活を送っていただけるような取り組みを進めることが重要である。高齢者の自立支援・重度化防止に取り組む先進的な保険者の取り組みを全国に展開されている。新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）では、認知症の人の意思が尊重され、出来る限り住み慣れた地域の環境で自分らしく暮らし続けることのできる社会を目指している。居宅介護支援事業所の指定権限が市町村に移譲され、勧告、命令、指定の取り消しや効力停止が行えるようになる。

地域福祉政策（実践編）（瀬戸恒彦）

2、 地域包括ケアシステム構築へ向けた取り組み

・地域包括ケアを進めるために 生活支援コーディネーターは、協議体を市町村、NPO、事業所、町内会、地域住民で構成し、議論を進めて行く中で選出するような方法で人物を見極める必要がある。市町村（第一層）、日常生活圏（第二層）、事業体（第三層）のそれぞれに生活支援コーディネータを配置するが、二層、三層のコーディネーターは圏域を超えて複数の圏域にまたがる活動が行われることが想定される。

3、 活力ある地域づくり

・長岡市の取り組み 法人主導のケアから官民共同で地域包括ケアシステムの構築の取り組みを行っている。長岡駅を中心とするエリアに、13か所のサポートセンターを配置し、センターごとに住まい・

平成 29 年 11 月 24 日

出雲市議会 議長 様

会 派 名 政雲クラブ

代表者氏名 小代裕始 

視察研修について (届)

このことについて、下記により実施いたしますので、関係書類を添えて届けます。

| | | |
|-----------------------------|---|------------------------------------|
| 1. 日 程 | 平成 29 年 11 月 27 日 ~ 平成 29 年 11 月 28 日 (2日間) | |
| 2. 視 察 研 修 先 視 察 研 修 目 的 | バルサル東京日本橋 | 東京・2020オリンピック、パラリンピック競技大会に向けシンポジウム |
| | | |
| | | |
| 3. 参 加 者 | 板倉 明弘 計 / 名 | |
| 4. 添 付 書 類 | 1. 行程表 11/27 出雲空港 9:40発 → 羽田空港 10:55着 バルサル東京日本橋会場 14~17:30 11/28 羽田空港 10:15発 → 出雲空港 11:40着 | |

出雲市議会
11/24
532号
受付

平成29年12月15日

出雲市議会議長様

会派名 政雲クラブ

代表者氏名 山代裕始



視察研修について（報告）

このことについて、下記により実施いたしましたので、関係書類を添えて報告します。

| | | |
|--------------------|-------------------------------|------------------------------------|
| 1. 日程 | 平成29年11月27日～平成29年11月28日（2日間） | |
| 2. 視察研修先 視察研修目的 | ベルサール東京日本橋 主催 東京都・東京都議会 | 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたシンポジウム |
| | | |
| | | |
| | | |
| 3. 参加者 | 板倉明弘 計 1 名 | |
| 4. 添付書類 | 1. 行程表 届書の通り 2. 報告書 3. | |

29.12.13

577

(所 感)

1. 小池百合子東京都知事挨拶

挨拶の中で、携帯電話や小型家電がメダルに生まれ変わる取り組みについて紹介があり協力要請があった。小型家電から抽出したリサイクル金属でメダルを制作するプロジェクトに参加しようと思った。

2. 文化芸術パフォーマンス

全盲のソプラノ歌手 橋本夏季さんの歌唱

振付家 井手茂太さんの東京五輪音頭2020を会場の皆で躍った

3. パネルディスカッション

パラリンピックを契機とした障がい者スポーツの理解促進をテーマに、コーディネーター深山計氏
パネリストに、パラ陸上選手 秦由加子氏、女子サッカー選手 永里優季氏、障がい者自立推進機構
専務理事の中井亮氏のパネルディスカッションが行われた。

平成 29 年 12 月 25 日

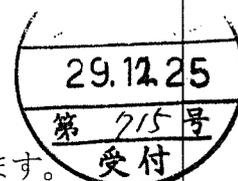
出雲市議会議長 様

会 派 名 政雲クラブ

代表者氏名 山代裕始



視察研修について (届)



このことについて、下記により実施いたしますので、関係書類を添えて届けます。

| | | |
|--------------------------|---|--|
| 1. 日 程 | 平成 30 年 1 月 24 日 ~ 平成 30 年 1 月 26 日 (3 日間) | |
| 2. 視察研修先 及び視察研修 目的 | TKP 東京駅八重洲 カンファレンスセンター アットビジネスセンター 池袋駅前別館 803 号 | 平成 30 年 1 月 25 日 10:00~12:30 あなたの自治体の財政を確認 ・決算カードを見られるようになろう ・地方税 ・地方交付税と臨時財政対策債 ・国庫支出金 (補助金) 14:00~16:30 ・歳出の解説 ・財政変化を読む (弘前市、新潟市) 地方議員研究会 平成 30 年 1 月 26 日 10:00~12:30 介護保険制度改正と自治体の対応 (1) —介護保険制度と総合事業— (株)地方議員総合研究所 |
| 3. 参加者 | 川光秀昭 計 1 名 | |
| 4. 添付書類 | 行程表 ・平成 30 年 1 月 24 日 出雲駅 → 18:51 サンライズ出雲 → 車中泊 ・平成 30 年 1 月 25 日 → 東京駅 → 徒歩 →TKP 東京駅八重洲カンファレンスセンター → 品川駅 京急 EX イン品川駅前 ・平成 30 年 1 月 26 日 品川駅 → 池袋駅 →徒歩 アットビジネスセンター → 池袋駅 → 羽田空港 → 17:20 JAL285 → 出雲空港 | |

平成 29 年 3 月 30 日

出雲市議会議長 様

会 派 名 政雲クラブ

代表者氏名 山代裕始

提 出 者 川光秀昭

視察研修について（報告）

このことについて、下記により実施いたしましたので、関係書類を添えて報告します。

| | | |
|-----------------------------|---|---|
| 1. 日 程 | 平成 30 年 1 月 24 日 ～ 平成 30 年 1 月 26 日(3日間) | |
| 2. 視 察 研 修 先 視 察 研 修 目 的 | TKP 東京駅八重洲 カンファレンスセンター アットビジネスセンター 池袋駅前別館 803 号 | 平成 30 年 1 月 25 日 10:00～12:30 あなたの自治体の財政を確認 立命館大学 森 裕之 ・決算カードを見られるようになろう ・地方税 ・地方交付税と臨時財政対策債 ・国庫支出金（補助金） 14:00～16:30 ・歳出の解説 ・財政変化を読む（弘前市、新潟市） 地方議員研究会 平成 30 年 1 月 26 日 10:00～12:30 介護保険制度改正と自治体の対応（1） 淑徳大学 鏡 論 —介護保険制度と総合事業— (株)地方議員総合研究所 |
| 3. 参 加 者 | 川光秀昭 計 1 名 | |
| 4. 添 付 書 類 | 1. 行程表 2. 報告書 3.  | |

(所 感)

1月25日 10:00~16:30 あなたの自治体の財政を確認 (立命館大学 森 裕之)

1、決算カードを見られるようになるう 決算カードは、各都道府県・市町村ごとの普通会計歳入・歳出決定額、各種財政指標などの状況について各団体ごとに1枚のカードに取りまとめたもので、「地方財政状況調査」に基づいて抽出・整理したものである。時系列で、自治体財政の変化を見ることで、税制政策の変化や財政指数の内訳をさぐり、類似団体などと比較することが出来き、自治体財政分析が可能となる。

2、地方税 自治体が住民に課する税金で、制度は規定されているが、毎年度自治体が予算議会を通じて決定していることになっている。目的税は用途が限定されている。法定外税は自治体が独自に課税する地方税であるが、新税創設には国との合意が必要である。

3、地方交付税と臨時財政対策債 地方交付税は、国が地方の代わりに国税の一部として徴収し、一定の基準で再配分する間接課徴形態の地方税で、一般財源として自主判断に委ねられている。一方、臨時財政対策債は、地方財源の不足を国と地方が折半し、国負担分は一般会計から繰り入れ加算、地方負担分は赤字地方債として税源の調達を行うもので、隠れ借金とも言われている。対策債の元利償還金は全額後年度に基準財政需要額へ参入される。

4、国庫支出金(補助金) 地方団体の特定の支出に充てるために、国庫から地方自治体に対して支出される補助金で、事業費の1/2が基準である。国民の全体に対して標準的な行政サービスの確保が目的であり、医療法権、介護保険、生活保護、子ども・子育て支援などがある。

5、地方債 地方自治体が借り入れる借金のうち、返済が2年度以上にわたる長期債務で、建設された施設の耐用年数を超えない期間に償還することが原則である。主に、公共施設・公用施設の建設事業費がこれにあたる。

6、歳出の解説 目的別歳出は、行政部門別の分類を基礎に、経費を行政目的に着目して分類したものである。性質別歳出は、経費の経済的性質や効果を見るためのもので、義務的経費と投資的経費に大別できる。

7、(決算カードで) 財政変化を読む

(1) 弘前市の場合 決算カードで、2013年に歳入の中で地方債が増加している。目的別歳出では、教育費と総務費が、性質別歳出で投資的経費が増加していることから、学校の建設などの公共事業を行ったことが分かる。類似団体と比較して、人件費も物件費(非常勤の賃金を含む)も低いので、実質的な人件費がかなり抑制されている。一方、投資的経費・交際費が高くなっているため、過去の建設事業

の財政負担が大きく、今後もその傾向は継続する。また、補助費等が高いので、事務組合などへの支出が負担となっている。

(2) 新潟市の場合 一般財源と臨時財政対策債の変化がリンクし、市民税と固定資産税が逆転している。目的別歳出では、一時は土木費が民生費を上回っていたが、最近では民生費が増加傾向、土木費は減少傾向にある。性質別歳出では、扶助費が増加傾向にあり、投資的経費が激減している。繰入金は増加して積立金がほとんどなくなった。これらの決算カードから読み取れることから、市町村合併にともなう公共事業が大きな規模で継続され、政令指定都市以降に新たな公共事業の実施と維持管理の負担が増大した。旧市町村の公共施設を整理・統合できず、膨大な量の公共施設やインフラを抱え込んでしまい、起債償還や維持管理費に係る経費が財政を圧迫している。税収が伸びず、交付税も抑制されてくる。財政構造を改革することなく、一般会計の財源不足を基金からの繰り入れで賄っていた付けで、財政危機の兆候を示している。

1月26日 10:00～16:30 介護保険制度改正と自治体の対応(1) (淑徳大学 鏡 論)

1、社会保障制度としての介護保険 日本では、社会福祉制度は税を財源とする救貧型制度であり、医療保険や介護保険制度は保険料を原資とする防貧型制度として整備された。老人福祉法が昭和38年に成立し、老人福祉政策は社会福祉方式で当初は進められた。昭和36年には健康保険・国民年金制度が社会保険方式により整備されていたが、介護保険制度は平成12年に創設され社会保険制度としてスタートした。介護保険制度を利用するには、74項目の基準によって判定される要介護認定を受領する必要はあるが、福祉制度では厳格に必要とされる所得などの条件を必要としない。

2、介護保険の給付と負担 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により、要介護状態と認定されると、自己の尊厳を保持しその有する能力に応じて自立した日常生活を営めるように必要な給付が行われる。保険料を毎月払っている被保険者の92%が介護保険の給付を受けていない。この人たちは、制度を使用していないが、毎月5500円程度の負担をしており、それが負担感を助長する結果となる。同じ社会保険制度を採用している健康保険では、全く給付を受けていない人は極めて少なく、制度に対する理解はあると考えられる。今年度からの介護保険の改定は、財務省からの予防給付の縮減要求に端を発した見直しで、負担増・給付縮減の方向に誘導されている。これまで介護保険が培ってきた公平な負担や給付の普遍化に対して、特養は要介護3までとして入所可能者を選別した。また、介護リスクが同じであっても、利用者負担を2～3割支払わなければならないなど、社会保険における受給権の普遍性は大きく損なわれた。

3、地域包括ケアシステム 地域支援事業に在宅医療・介護連携推進事業を含めることとなり、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者の新たな関係構築を進めることになった。一方、この地域支援

平成30年2月2日

出雲市議会議長 様



会 派 名 政雲クラブ

代表者氏名 山代 裕始



視察研修について (届)

このことについて、下記により実施いたしますので、関係書類を添えて届けます。

| | | |
|--------------------------|------------------------------------|--|
| 1. 日 程 | 平成30年2月8日 ～平成30年2月9日 (2日間) | |
| 2. 視察研修先 及び視察研修 目的 | 2/9 U TKP 東京駅八重洲カ ンファレンスセンター | 議員が知っておくべき財政の話 「財政質問のポイント」セミナー 基礎編 1 10:00～12:30 「財政質問のポイント」セミナー 基礎編 2 14:00～16:30 |
| 3. 参加者 | 湯浅啓史 | |
| 4. 添付書類 | 行程表 (別紙) | |

行政視察報告書

平成29年 3月 15日

出雲市議会議長様

会派名 政雲クラブ

代表 山代 裕始

報告書作成者 湯浅 啓史

視察研修について（報告）

このことについて、下記により実施いたしましたので、関係書類を添えて報告します。

| | | |
|--------------------|--------------------------------|--|
| 1. 日程 | 平成30年2月8日～9日 | |
| 2. 視察研修先 視察研修目的 | 新大阪丸ビル別館 セミナー会場 | 地方議員研究会 主催 議員研修 2月9日 議員が知っておくべき財政の話 10:00～12:30 「財政質問のポイント」セミナー 基礎編 1 14:00～16:30 「財政質問のポイント」セミナー 基礎編 2 |
| 3. 参加者 | 湯浅 啓史 | |
| 4. 添付書類 | 1. 行程表 別紙のとおり 2. 報告書 別紙のとおり | |



【議員が知っておくべき財政の話「財政質問のポイント」セミナー】

場 所：東京都 TKP 東京駅八重洲カンファレンスセンター

日 時：平成 30 年 2 月 9 日 10:00～12:30 14:00～16:30

講 師：程岡 俊和 氏

公益社団法人 寝屋川市保健福祉公社常務理事 兼 事務局長
元 寝屋川市 理事 兼 財務部長

■ 予算の原則

1：予算内容に関する総計上主義の原則

一会計年度における一切の収入及び支出を、全て歳入歳出予算に計上しなければならないとする原則

2：予算形式に関する単一予算主義の原則

単一の見積書にあらゆる歳入歳出を包括し、かつ予算の調製は一年度一回を適当とする原則

3：予算統一の原則

分科された各予算を通じて一貫した秩序があることを必要とする原則

4：予算の準備に関する予算事前議決の原則

住民の代表である議会の決議を経て、始期と同時に効力を生ずるものとする原則

5：予算執行に関する会計年度独立の原則

それぞれの会計年度において支出する経費の財源はその年度の収入をもって充てるべきである。また、当該年度に支出すべき経費を他の年度において支出すべきではないとする原則

6：予算過程に関する予算公開の原則

予算にはその自治体の財政状況が端的に現れ、またその内容は、どのような政策がどのように実施されるか、税がどのように使われて住民に還元されるか示したものであるから、住民に対し積極的に公開していく必要がある

■議員として、新年度予算に対し特にチェックすべき項目

- 会計年度独立が守られているかどうかのチェック（貸付金などにも注目する必要がある）
- 繰越明許費、事故繰越などの明確な理由（翌年度歳入の繰上充用や事故繰越があった場合は厳しくチェックすべき）
- 市民にとってわかりやすいものになっているかのチェック
- 新たな事業が出てきた場合は、考え方や後年の経費をたず
- 予算編集方針に議会の（会派の）要望が反映されているかチェック
- 予算編集方針を基に市長の考え方、スタンスを聞く（12月議会で質問、3月議会でチェック）
＝予算化されるプロセスを知ることによって事業を知り、検証も行える
- 住民の要望は多いのか
- 事業の財源のチェック
- 義務的経費か否か

■決算について

1：決算の意義

一会計年度歳入歳出予算の執行の結果の実績を表示するために調製される計算書
予算執行の結果を客観的に検証するための手段

2：決算の調製

会計管理者は、毎会計年度、出納が閉鎖された後3ヶ月以内に決算及びその附属書類を調製し、長に提出

3：決算の審査と認定

決算及び附属書類を受け取った長は、これを監査委員の審査に付し、監査委員の意見のもとに、次の通常予算を審議する会議までに、議会の認定に付さなければならない

4：決算の公表

長は、議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない

5：住民監査請求と住民訴訟

住民は、地方公共団体の長、職員等について、違法、不当な財務会計上の行為が認められるときは、監査委員の監査を求め、これにより地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求できる
さらに、住民は監査委員の監査結果またはそれに基づく是正措置に不服があるとき等は、請求に係る違法な行為又は怠る事実について、裁判所に訴えることができる

6：歳計剰余金の処分

歳計剰余金があれば、次の方法によって処分しなければならない

- ① 積み立てまたは地方債の償還財源に充当（1/2以上が条件）
- ② 翌年度には繰り越さずに基金へ編入
- ③ 一般財源としての処分

剰余金がなく決算上赤字になると、翌年度歳入の繰上充当という方法により措置する

■決算の分析を行う際の着眼点

1：収支が均衡しているか

形式収支＝歳入決算額－歳出決算額

実質収支＝形式収支－翌年へ繰り越すべき財源

単年度収支＝当該年度の実質収支－前年度の実質収支

実質単年度収支＝単年度収支＋基金積立金＋地方債繰上償還額－基金取崩額

2：財政に弾力性があるか

経常収支比率

人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合

3：長期的にみて安定しているか

実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標

将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標

■地方公会計における財務書類等の活用方法

●行政内部での活用（マネジメント）

1 マクロ的な視点からの活用

（1）財政指標の設定

財務書類に係る各指標を設定することにより、資産老朽化比率を踏まえた公共施設等のマネジメントが可能

（2）適切な資産管理

将来の施設更新必要額を推計することができ、施設の更新時期の平準化、総量抑制等の全庁的な方針が検討できる

未収債権の徴収体制の強化が可能であり、貸借対照表上の回収見込み額を基にした債権回収のための全庁的な組織体制の検討が可能

2 ミクロ的な視点からの活用

（セグメント分析）

事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成することでセグメントごとの分析が可能

（1）予算編成への活用

ライフサイクルコストを踏まえた施設建設の検討

（2）施設の統廃合

施設別コスト分析による統廃合の検討

（3）受益者負担の適正化

受益者負担割合による施設使用料の見直し

（4）行政評価との連携

利用者一人当たりのコスト等を活用して評価

（5）人件費等の按分基準の設定

●行政外部での活用（アカウンタビリティ）

情報開示

1 住民への公表や地方議会での活用

財務書類のわかりやすい公表や議会審議の活性化

2 地方債 I R への活用

市場関係者に対する説明資料として活用

3 PPP / PFI の提案募集

固定資産台帳の公表により民間提案を募集